

参考資料集

(目次)

○ 社会保障・税一体改革成案に関する資料	
・ 社会保障・税一体改革成案	5
○ 年金改革の基本的考え方に関する資料	
・ 現在の公的年金制度の課題	9
・ 課題に対する解決の方向性	10
・ 新しい年金制度について（民主党資料より）	11
・ 年金改革の目指すべき方向性	13
○ 年金財政の現状に関する資料	
・ 国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証	15
・ 給付水準の将来見通し（平成21年財政検証結果）	16
・ 基本ケース（出生中位、経済中位）の場合の試算結果	17
・ 平成21年財政検証後の実績等を含めた年金財政の状況について	18
○ 基礎年金国庫負担1／2の維持に関する資料	
・ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要 （第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案）	22
・ 基礎年金国庫負担割合のこれまでの道筋	23
・ 基礎年金国庫負担2分の1の確保について（建議）	24
○ 受給資格期間の短縮に関する資料	
・ 現在の無年金者数	26
・ 老齢基礎年金の新規裁定者の納付状況の分析	28
・ （参考）諸外国における年金の受給資格期間等について	29
・ 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額	30

○ 低所得者への加算に関する資料

- ・ 老齢基礎年金の年金月額分布 32
- ・ 繰上げ・繰下げ受給の影響 33
- ・ いわゆる2階部分も含めて受給権を有する者の年金月額分布（男女別） 34
- ・ いわゆる1階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別） 35
- ・ 低年金が発生する理由 36
- ・ 高齢者のいる世帯の所得分布 37
- ・ 年金額の基本設計 38
- ・ 老齢基礎年金の年金月額分布 39
- ・ 所得保障施策における基礎年金の位置づけ 40
- ・ 基礎年金の給付水準 改定経緯 41
- ・ 単身高齢者世帯の生活費と基礎年金の給付水準 42
- ・ 高齢者世帯の生活費と基礎年金の給付水準 43
- ・ 基礎年金月額と生活扶助基準額 44
- ・ 生活保護と公的年金の役割の違い 45
- ・ 基礎年金給付の考え方 46
- ・ 障害年金制度の概要 47
- ・ 遺族年金制度の概要 50

○ 高所得者の年金額の調整に関する資料

- ・ 年金受給者の収入の分布の状況 53
- ・ （参考）カナダにおけるクローバックの仕組み 54
- ・ 財産権に関する判例等の考え方 55

○ 特例水準の解消に関する資料

- ・ 物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について 59

○ 産休期間中の保険料免除に関する資料

- ・ 産前産後休業期間中の賃金支給の現状 63

○	被用者年金の一元化に関する資料	
・	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要	66
・	公的年金制度一覧	68
・	共済年金について	69
・	厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例	70
○	第3号被保険者制度の見直しに関する資料	
・	第3号被保険者制度の実態	72
・	第3号被保険者数の年齢別割合	73
・	第3号被保険者の就業状況	74
・	3号分割の制度について	75
・	保険料負担と給付（イメージ）	76
・	夫婦共同負担を基本とする考え方について	77
○	マクロ経済スライドに関する資料	
・	自動調整の具体的な仕組み	79
・	給付を自動調整する仕組みが発動していない状況の評価	81
○	在職老齢年金に関する資料	
・	現行の在職老齢年金制度の仕組み	83
・	在職老齢年金制度が高齢者雇用に与える影響の分析（詳細版）	84
○	標準報酬の上下限に関する資料	
・	標準報酬月額及び上限・下限設定の理由について	87
・	（参考）年金と健康保険の標準報酬月額の上限・下限・等級数の変遷（昭和48年以降）	88
・	標準報酬月額の上限改定の考え方の経緯	89
・	標準報酬月額別被保険者数（平成21年度末現在）	90
・	標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合	91

○ 支給開始年齢に関する資料

- ・ 現行の支給開始年齢引上げのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- ・ 支給開始年齢に係る繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較・・・・・・・・・・ 94
- ・ 高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け・・・・・・・・ 95
- ・ 高年齢者に係る雇用制度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- ・ 平成23年11月9日（水）衆議院予算委員会小宮山厚生労働大臣答弁（抜粋）・・ 97

○ 遺族年金の支給対象範囲に関する資料

- ・ （参考）現行制度における遺族年金制度の支給対象者・・・・・・・・・・ 99
- ・ 遺族年金の生計維持要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

「社会保障・税一体改革成案」(年金関連)

(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

I 社会保障改革の全体像

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)

- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討

- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

(成案本文より年金関連部分抜粋)

A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
<p>【新しい年金制度の創設】 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ 所得比例年金(社会保険方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種を問わず全ての人と同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 <p>○ 最低保障年金(税財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額) ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする 	<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>	<p>「社会保障・税一体改革成案」 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋</p>	
<p>【現行制度の改善】</p> <p>○ 最低保障機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 <p>0.6兆円程度</p> <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>	<p>+</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>⇩</p> <p>順次実施</p>	<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 </div> ● 第3号被保険者制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 ● 在職老齢年金の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 ● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化 (●は公費への影響なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マクロ経済スライド <ul style="list-style-type: none"> ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 <ul style="list-style-type: none"> ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ 支給開始年齢引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● 標準報酬上限の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p style="text-align: center;">2012年以降速やかに 法案提出</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>		
	<p>【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善</p> <p>充実計 0.6兆円程度 (2015年) (改革の内容により変動)</p>	<p>重点化・効率化計 (影響額は改革の内容により変動) (2015年)</p>		~0.6兆円程度	~0.7兆円程度
年金計					

(注2) 基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

年金改革の基本的考え方

現在の公的年金制度の課題

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日)厚生労働省案より抜粋

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

①国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・デフレ経済下でマクロ経済スライドが発動しておらず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

課題に対する解決の方向性

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日) 厚生労働省案より抜粋

年金改革の目指すべき方向性

- このような課題に対処するためには、以下のような方向性を目指して年金改革を行っていくことが必要。
 - ①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
 - ②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

新しい年金制度の方向性

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる「所得比例年金」の創設
- 高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」の創設

国民的合意・環境整備の必要性

- 今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
- 自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、
 - ①社会保障・税に関わる番号制度の導入・定着
 - ②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築
 - ③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要があり、そのためには一定の準備期間が必要。

- 新しい年金制度の骨格を示し、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
- 新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまでには、40年以上の期間が必要。移行期間中は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになる。
- このため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、当面、現行の年金制度の改善を速やかに進める。

新しい年金制度について(民主党資料より)①

〇「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

IV. 抜本改革で公平で、信頼できる年金へ
＝公的年金制度の改革の方向性＝

1. 基本的な考え方

現行の年金制度は、職業によって加入する制度が異なる上、非常に複雑な制度となっている。そのため、ライフスタイルの多様化など現在の国民生活に適合せず、また制度を理解することが困難なことから、公的年金制度にとって最も重要な国民の信頼を失っている。

そこで民主党は、先の総選挙マニフェストで年金制度を抜本的に改め、簡素で、公平で、わかりやすい制度に転換することを訴えた。具体的には、公的年金制度を、納めた保険料に応じて年金を受給できる「所得比例年金」と、公的年金制度に適切に加入した場合に一定額の年金を保障する「最低保障年金」を組み合わせた年金制度を創設し、すべての国民がこの制度に加入する(「公的年金制度の一元化」)こととした。

これによって制度が簡素かつ公平になるとともに、高齢期の生活の安定を高め、また国民の多様なライフスタイルにも対応が可能となると考えており、今般の抜本改革において、改めて民主党案の実現を求めていく。

一方で、いわゆる「公的年金制度の一元化」を実現するためには、所得の捕捉を確実にするための番号制度の導入、税と社会保険料の一体徴収など、現在の行政の仕組みを大きく転換することが必要であるが、これを短時間で実現することは困難である。

そこで、このような公的年金制度の抜本改革を実現するための環境が整備されるまでの間、現行制度の問題を可能な限り是正し、国民の年金制度に対する信頼を回復することとする。

2. 抜本改革後の新たな年金制度のポイント

(1) 抜本改革の前提

<年金受給者(60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む)>

制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

<制度改革時に現役世代(20-59歳)>

① 制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給(現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む)。

② 制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

<制度改革時以降に20歳に達する方>

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

(2) 新制度の骨格

① 加入対象者

- 20歳以上65歳未満の者すべて
- 20歳未満または65歳以上で所得のある者
- 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入(一元化)。

② 制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が概ね月額7万円以上の年金を受けられるようにする(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

(3) 所得比例年金

① 保険料

- 保険料は老齢年金に係る部分について15%程度とし、別途、遺族年金・障害年金に係る保険料を加算することとする。
- 被用者の保険料は労使折半とする。また、被用者保険の使用者負担分は企業会計上、給与と同等の扱いであることを踏まえ、自営業者の保険料は全額自己負担とするが、導入にあたっては激変緩和措置を設ける。
- 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上―必要経費」とする。なお、賦課ベースには上限を設ける(＝年金受給額に上限を設ける)。

② 所得比例年金額

- 個人単位で計算(有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したもの、それぞれの納付保険料とする＝二分二乗)。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始(裁定)時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出(納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益＝金利を付利して計算)。

新しい年金制度について(民主党資料より)②

○5月26日「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

- 上記の「一定の運用益」として「見なし運用利回り」を用いる。「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 出生率・人口動態、経済成長率・賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、将来の年金給付を確実にする観点から、「見なし運用利回り」及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。

(4) 最低保障年金

- ① 最低保障年金の骨格
- 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付することとする。最低保障年金の受給にあたっては、適切な受給要件を設ける。
- 最低保障年金の満額は概ね7万円(現在価額)。
- 最低保障年金は、生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする。
- 最低保障年金についても、所得比例年金額の算定に用いる「見なし運用利回り」でスライドを行う。

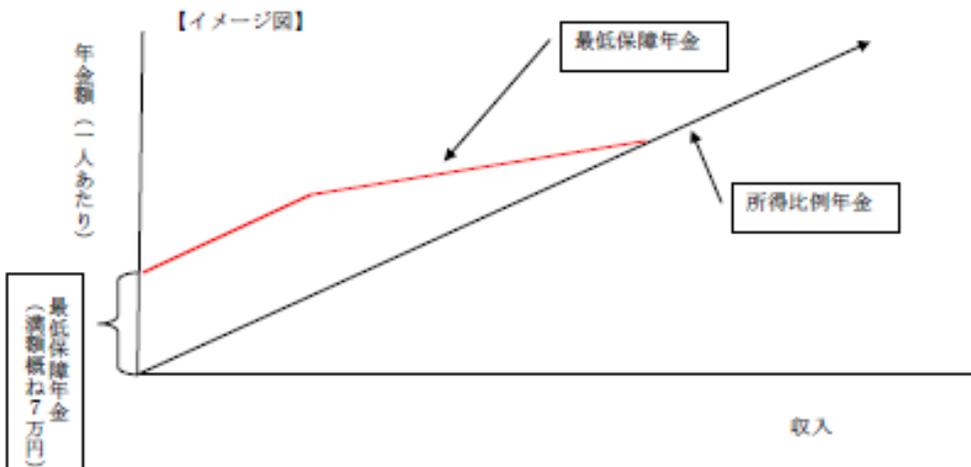
3. 抜本改革までの現行制度の改善

「公的年金制度の一元化」などの抜本改革を実現するまで、一定の時間を要することから、その間は現行制度を改善することによって、無年金者・低年金者問題、年金の財政基盤強化などの課題に対応する。なお、抜本改革の着手にあたっては現行制度の財政再計算を行うこととする。

【現行制度改善の例】

- 厚生年金の適用範囲拡大
非正規雇用の増大を踏まえ、現在の加入要件を見直すなどによって、可能な限り厚生年金の加入者の適用範囲を拡大することで、将来の低年金者・無年金者を少なくする。
- 年金財政の基盤強化
税制の抜本改革を通じて、基礎年金国庫負担1/2の安定的な財源を確保する。
- 国民年金保険料の適正な徴収
国民年金保険料の納付率の低下が続いていることから、徴収体制の見直しなどにより納付率の向上を図る。

またマクロ経済スライド、物価スライドのあり方を検討するとともに、抜本改革の環境整備に必要な期間、新制度への移行期間などを踏まえつつ、被用者年金の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、在職老齢年金制度の見直しなどについても、検討を加えていくこととする。



年金改革の目指すべき方向性

- ① 新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度
- ② 単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
- ③ 国民から信頼され、財政的にも安定した制度

年金財政の現状

国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用
(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

財政検証

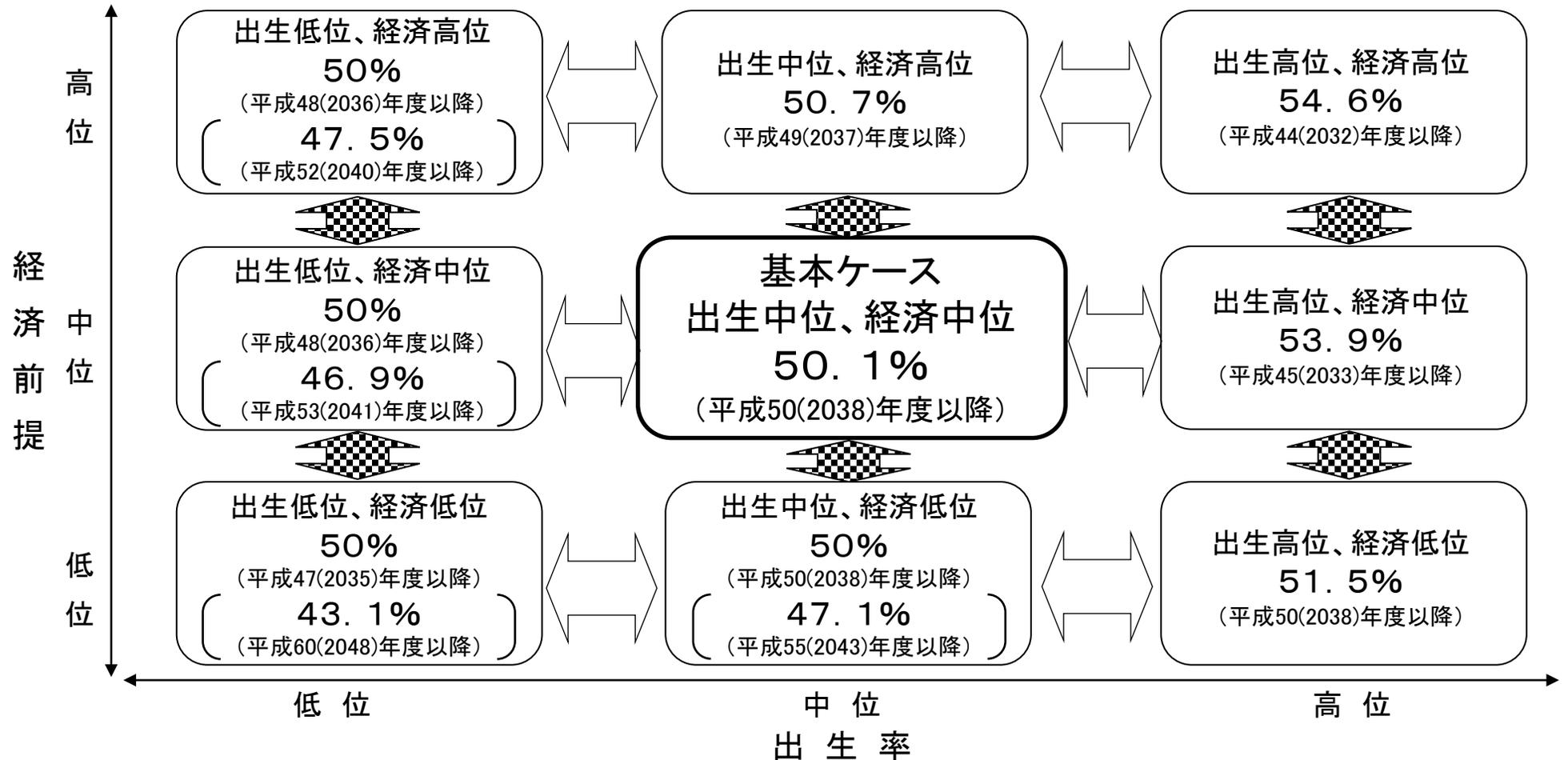
少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

給付水準の将来見通し(平成21年財政検証結果)

厚生年金の標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し



(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3%(平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9%(平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

基本ケース(出生中位、経済中位)の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額)

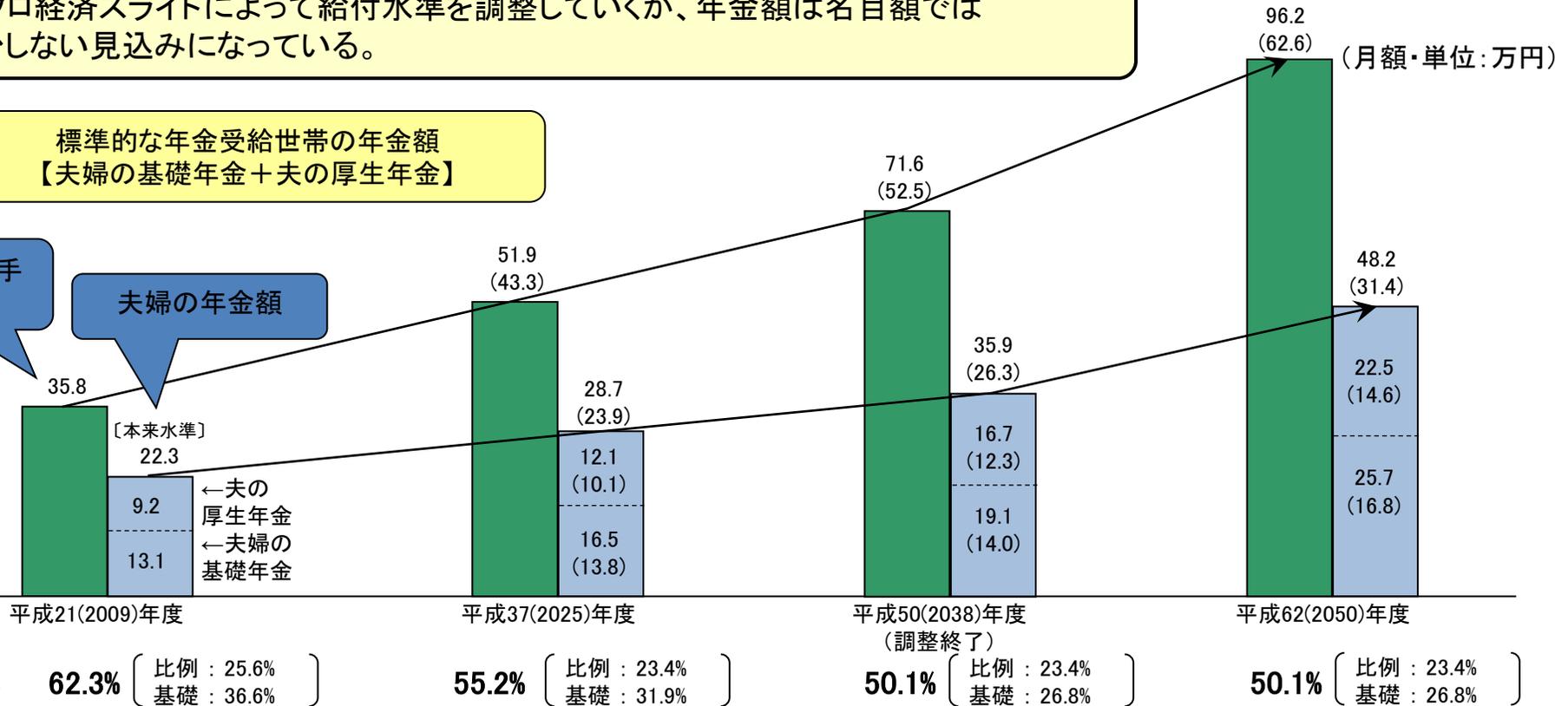
○ マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。

標準的な年金受給世帯の年金額
【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】

現役男子の手取り収入

夫婦の年金額

年金額を現役世代の手取り収入と比較した水準



年金額の伸びを調整 (50%を下限)

通常年金額の改定

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。

(注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。

(注3) 次の財政検証の時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は60.1%の見通しであり、この時点で50%を下回る見込みとはなっていない。

(注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

(注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。

(注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。

(注7) 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの

17 現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

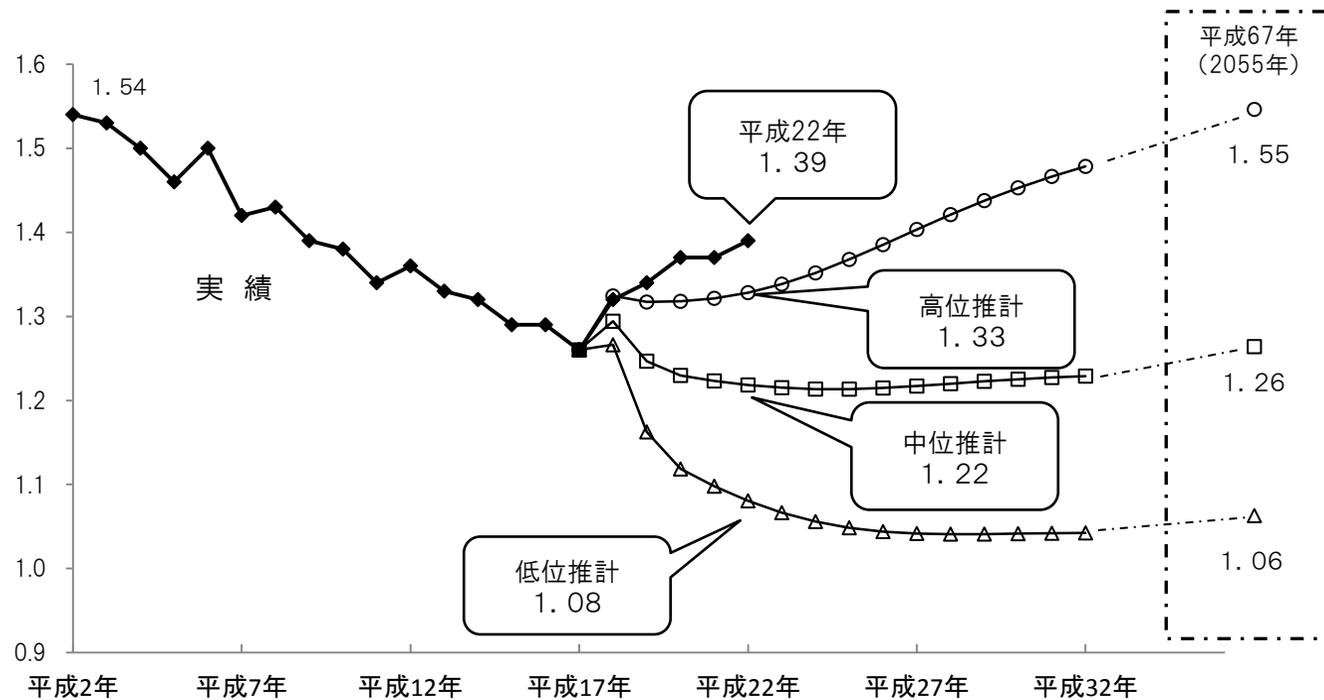
平成21年財政検証後の実績等を踏まえた 年金財政の状況について

○ 公的年金財政の主な変動要因は人口と経済前提

人 口
(合計特殊出生率)

・平成18年推計では将来的な合計特殊出生率の水準は1.26と見込まれているが、実績値は平成17年の1.26を底に、平成22年の1.39まで回復傾向になっている。

合計特殊出生率の推移と将来推計人口(平成18年推計)における仮定値



経済前提

- ・足下の経済前提は、内閣府の見通しを用いているが、平成21年、22年については、リーマンショック後の経済の回復も弱く、実績の賃金上昇率は見込みを下回っている。
- ・運用利回りの実績については、年による変動が大きくなっている。
(平成21年財政検証の長期の経済前提では、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りはそれぞれ1.0%、2.5%、4.1%となっている。)

○ 物価上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	△ 0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	△ 0.4	0.2
実績	0.0	△ 0.3	0.3	0.0	1.4	△ 1.4	△ 0.7

○ 賃金上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	0.60	1.30	2.00	2.30	2.70	0.05	3.41
実績	△ 0.20	△ 0.17	0.01	△ 0.07	△ 0.26	△ 4.06	0.68

注1. 性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

注2. 実績の賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

○ 運用利回り

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	1.69	1.81	2.21	2.51	3.00	1.47	1.78
実績	2.73	6.83	3.10	△ 3.53	△ 6.86	7.54	△ 0.26

※ 平成16年財政再計算で用いた内閣府の見通しは、「構造改革と経済財政と中期展望-2003年度改定」(2004年1月)の参考試算であり、推計最終年の2008年には経済が順調に回復する前提となっている。

一方、平成21年財政検証で用いた内閣府の見通しは、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(2009年1月)であり、その時点で得られたリーマンショック等による影響が織り込まれているため、平成20年と平成21年の見込み値には格差が生じている。

収支状況

※ 厚生年金基金の
代行部分等を含む

- ・収支状況は、平成21年度時点では、見通しに比べて良くなっており年度末積立金は約4兆円見通しを上回っている。
- ・平成22年度は、財政検証の見通しでは、厚生年金と国民年金を合わせて約1.6兆円の積立金の取崩しとなっているが、特別会計の収支決算の実績では約6兆円の取崩しとなっている。

(単位：兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入		支出	収支差引残		年度末積立金	収入		支出	収支差引残		年度末積立金			
	うち 保険料	うち 運用収入			運用収入 を除く			うち 保険料		うち 運用収入			運用収入 を除く		
〔厚生年金〕															
21年度	34.9	23.8	2.1	35.8	△0.9	△3.0	144.4	40.2 (40.9)	23.0 (22.2)	7.5 (8.6)	38.1 (36.8)	2.1 (4.1)	△5.4 (△4.5)	148.7 (120.8)	+ 4.3
22年度	35.0	24.7	2.5	36.7	△1.7	△4.3	142.6	- (31.6)	- (22.7)	- (△0.3)	- (38.2)	- (△6.6)	- (△6.3)	- (114.2)	-
〔国民年金〕															
21年度	4.8	2.2	0.1	4.7	0.1	0.0	10.0	4.3 (4.3)	1.7 (1.7)	0.5 (0.5)	4.0 (4.0)	0.3 (0.3)	△0.2 (△0.2)	9.7 (7.5)	△ 0.3
22年度	4.9	2.2	0.2	4.7	0.2	△0.0	10.2	3.4 (3.4)	1.7 (1.7)	△0.0 (△0.0)	3.2 (3.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	9.9 (7.7)	△ 0.2
〔厚生年金＋国民年金〕															
21年度	39.7	26.0	2.2	40.5	△0.8	△3.0	154.4	44.5 (45.2)	24.7 (23.9)	8.0 (9.2)	42.1 (40.8)	2.4 (4.4)	△5.6 (△4.7)	158.4 (128.3)	+ 4.0
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	- (35.0)	- (24.4)	- (△0.3)	- (41.4)	- (△6.4)	- (△6.0)	- (121.9)	-

注1. 「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、主に、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額等によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

注4. 平成22年度の厚生年金の実績推計は、現在とりまとめ中であるため、時価ベースの収支決算のみ記載している。

基礎年金国庫負担1／2の維持

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

(第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案※)

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

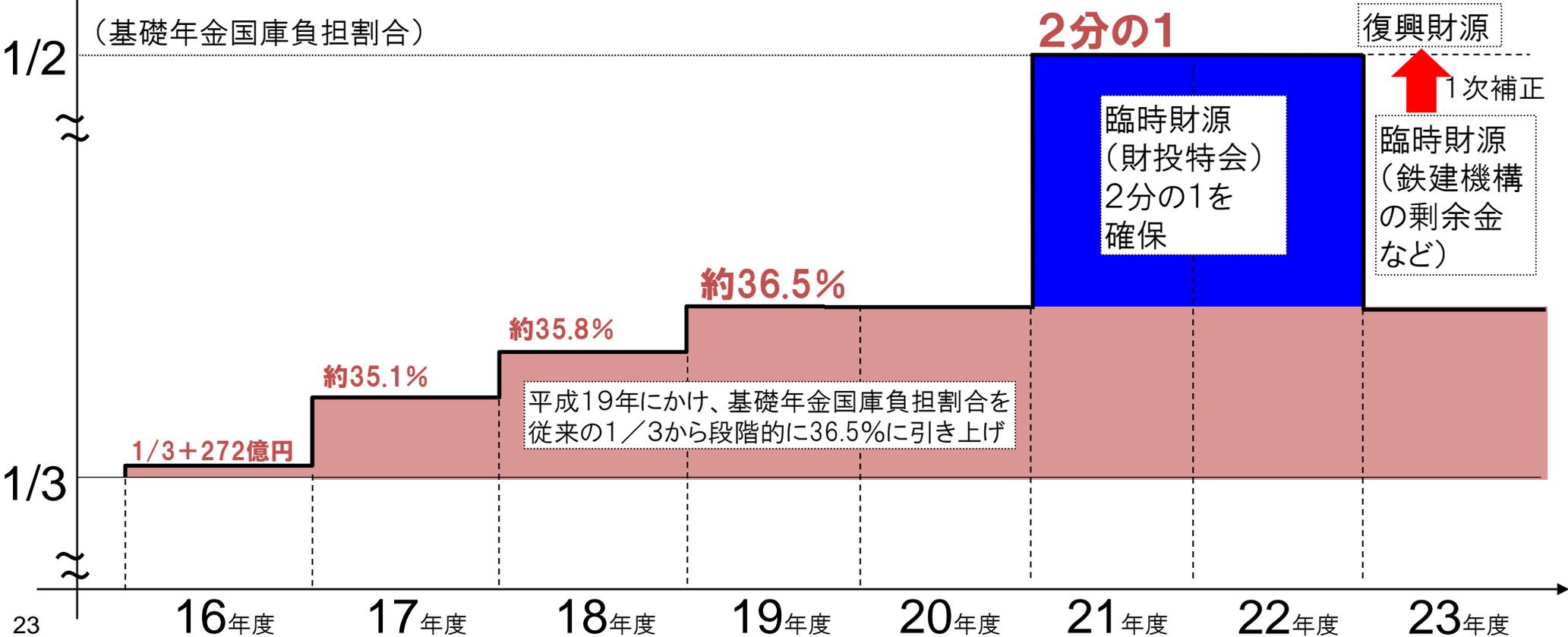
- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
この場合において、当該差額については、復興債の発行により確保される財源を活用して、確保するものとする。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
 - 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

3. 施行日 公布の日

※ 本法案については、平成23年2月14日に提出した後、4月28日の閣議決定により、一度修正が行われている。今般、第3次補正予算案の提出に併せ、10月28日の閣議決定で、2分の1と36.5%の差額である2.5兆円を復興債で補てんすることに対応するための再修正を行った。

基礎年金国庫負担割合のこれまでの道筋

- 19年度にかけて、基礎年金国庫負担割合を従来の「1/3」から段階的に36.5%に引き上げたが、「1/2」には至らなかった。
- 21年度・22年度は臨時財源（財政投融资特別会計からの繰入金）を確保し、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）を確保し、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、震災復興財源に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 今後、税制抜本改革実施により安定財源を確保し、基礎年金国庫負担1/2を恒久化することとしている。24年度から税制抜本改革実施までの年度は、現在、国会提出中の法案において、税制抜本改革により確保される財源を活用して「1/2」を維持するよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。



平成23年8月26日
社会保障審議会年金部会

年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとする観点から、基礎年金国庫負担に関し、以下の取組みを求めるものである。

1.（平成23年度の基礎年金国庫負担について）

平成23年度の基礎年金国庫負担2分の1に充てることとしていた臨時財源2.5兆円が、第1次補正予算において震災復旧・復興事業に転用されたことにより、年金積立金で穴埋めせざるを得ない状況となっている。しかし、積立金は労使等が拠出した保険料を財源とするものであり、このような取扱いは本来適切ではない。

年金財政の安定のためには、転用された平成23年度分の2.5兆円分について、財源を確保して、第3次補正予算において年金財政に繰り入れることを求める。

2.（平成24年度以降の基礎年金国庫負担について）

基礎年金国庫負担については、平成16年の年金制度改正の際に、平成21年度までに2分の1に引き上げるとともに、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことが法律上明記された。

しかし、実際には、税制の抜本的な改革は今に至るまで実施されず、また、平成21年度および22年度については、基礎年金国庫負担2分の1を達成したものの、臨時財源を充てたものであった。

現在国会に提出中の法案では、税制の抜本的な改革により安定財源が確保される年度以降だけでなく、平成24年から安定財源が確保される年度の前年度までの各年度についても、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担2分の1を維持することとされている。また、社会保障・税一体改革成案においても、消費税収による安定財源の用途の1つとして、税制抜本改革実施までの2分の1の財源が挙げられている。年金制度を安定的に維持する上で不可欠である恒久財源を確保するために、今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、先送りにすることなく、上記期間の各年度について、国庫負担2分の1の維持のために必要な額を、年金財政に確実に繰り入れることを求める。

受給資格期間の短縮

現在の無年金者数

- 無年金見込み者を含めた無年金者は、最大で118万人と推計されている。
- そのうち、一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で42万人と推計されている。（平成19年旧社会保険庁調べ。）

無年金者数

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者
60歳未満	45万人
60歳～64歳	31万人
65歳以上	42万人

} 118万人

(現時点において25年に満たない者)
—
(65万人)
(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

- 65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても納付済み期間が年金受給に必要な25年に満たない者（約42万人）の納付済み期間を分析すると、10年以上25年未満の者が約4割、10年未満の者が約6割、となっている。

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

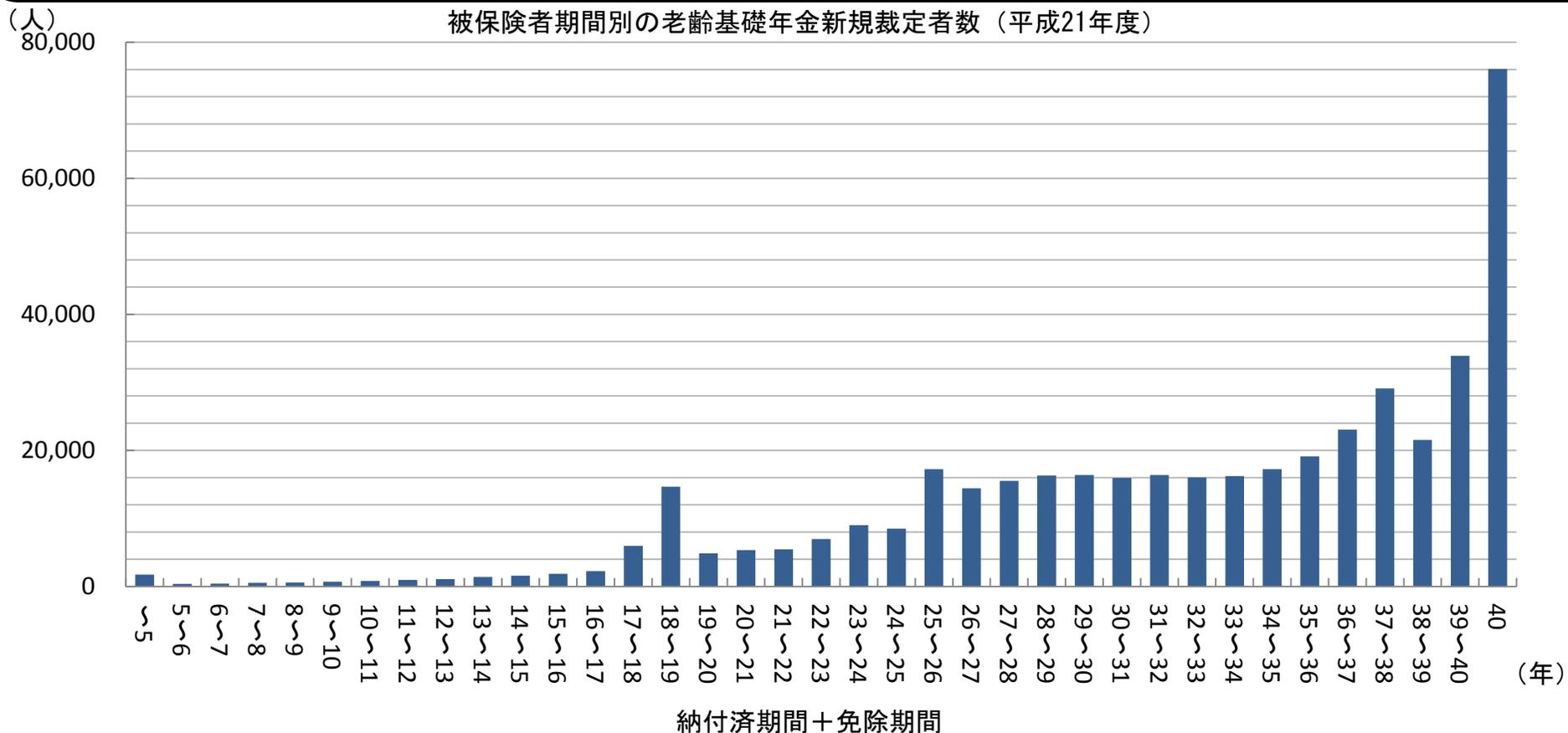
※端数処理のため合計が一致しない。

（平成19年（旧）社会保険庁調べ）

老齢基礎年金の新規裁定者の納付状況の分析

○ 老齢基礎年金を新規に裁定される者（※）の納付状況を分析すると、全体としては納付期間が長くなるほど人数が増加している。25年に着目すれば、25年に達したところで人数が増え、25年を超えると一旦人数が減少するという傾向が見られる。

（※）新規に裁定される者とは、その者にとって初めて年金の裁定行為がなされた者をいう。例えば、老齢基礎年金の裁定より前に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者などは、分析に含まれておらず、基本的には2号期間がない又は短い者であると考えられる。



（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

（注）被保険者期間（＝納付済期間＋免除期間）には、合算対象期間は含まれないため、25年未満の者が存在している。

例えば、平成21年（2009年）に65歳に達する者は、昭和61年（1986年）当時42歳であるため、昭和61年の第3号被保険者制度創設前に、専業主婦であって任意加入していなければ、その後の保険料納付済期間は、18～19年となっていると考えられる。

《参考：諸外国における年金の受給資格期間等について》

- 日本の年金制度は、無業者も含めて強制適用対象としつつ、所得のない者は保険料免除を受けることを可能としているため、諸外国と比べて受給資格期間が長い。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年相当) (*)	なし (**)	5年	なし	なし (***)
強制適用対象者	無業者も含む 国民皆年金	被用者及び年収400 ドル(約32,400円) 以上の自営業者	男性は16歳から65歳まで、 女性は16歳から60歳までで一定所得以上の被用者(週110ポンド(約14,410円)以上)及び自営業者(年5,075ポンド(約664,825円)以上)	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	一定所得以上の被用者及び自営業者(年17,935クローネ(約233,155円)以上)
無業者の取扱い	強制適用対象	対象外	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外

※ 換算レートは2010年8月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=81円 / 1ポンド=131円 / 1クローネ=13円)による。

(*) 1,120ドル(2010年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1945年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金給付にはそれぞれ11年又は9,75年の被保険者期間が必要。

(***) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009

・ The Mutual Information System on Social Protection

・ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済」(2010年1月)ほか

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
受給資格期間短縮後	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年（半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提）あり、残りの20年は未納として計算

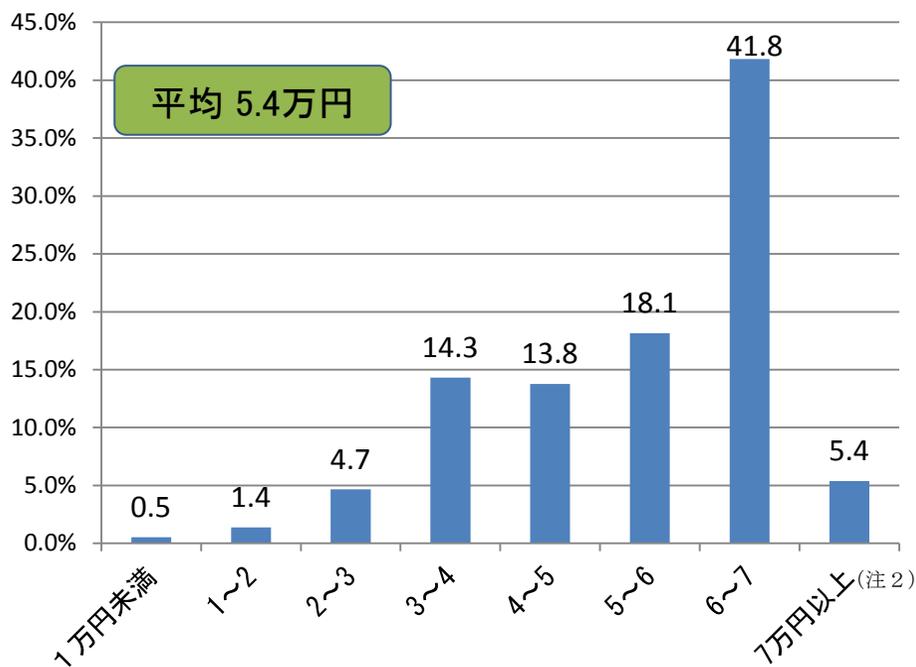
※3 年金額は平成23年度

低所得者への加算

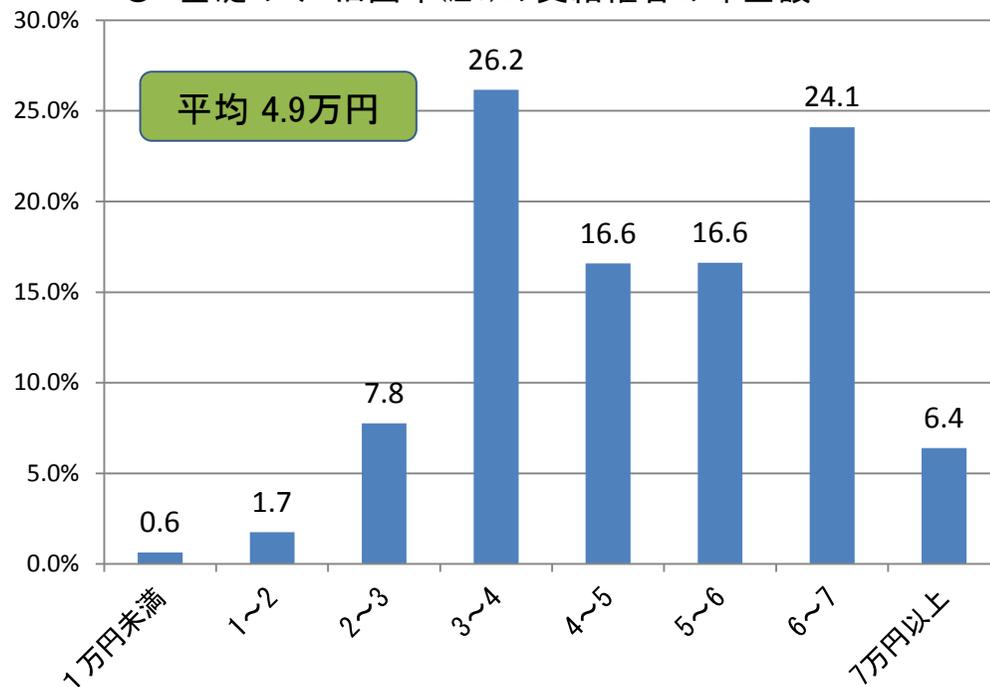
老齢基礎年金の年金月額の分布

- 老齢基礎年金等の受給権者（21年度末で約2,500万人）の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台、3万円台が多くなっている。
- これをいわゆる1階部分（基礎のみ・旧国民年金老齢年金）のみの年金受給権者で見ると、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額



○ 基礎のみ・旧国年(注1)の受給権者の年金額



(注1) 基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

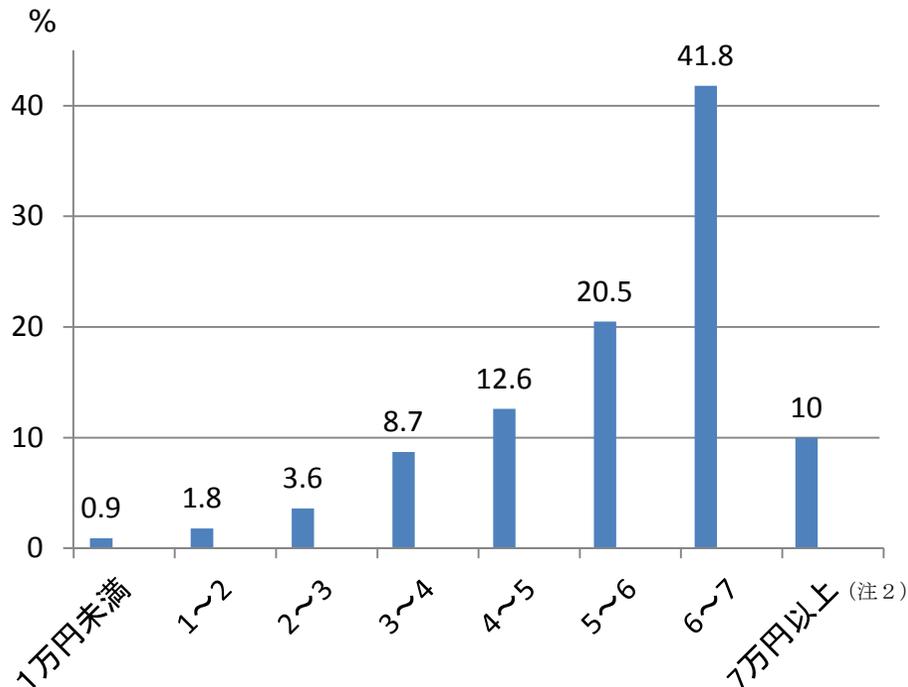
(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

繰上げ・繰下げ受給の影響

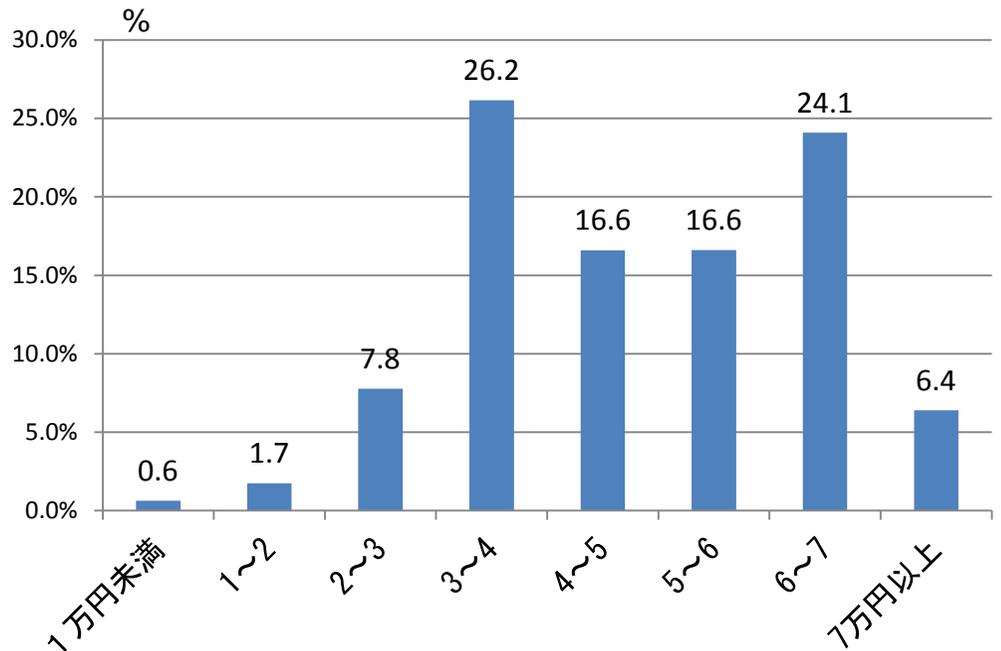
- いわゆる1階部分のみの受給権者の年金月額については、繰上げ・繰下げの影響を除去した場合には、6万円台である者が41.8%と最も多い。
- 一方で、実際に支給されている額である繰上げ・繰下げの影響を含めた場合の年金月額については、3万円台である者が26.2%と最も多く、年金月額4万円未満である者が36.3%を占めている。

【老齢基礎年金の年金月額の分布(注1)】 (平成21年度末現在)

〔繰上げ・繰下げの影響を除去した場合〕



〔繰上げ・繰下げの影響を含めた場合〕



(注1) 新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者の年金月額の分布。

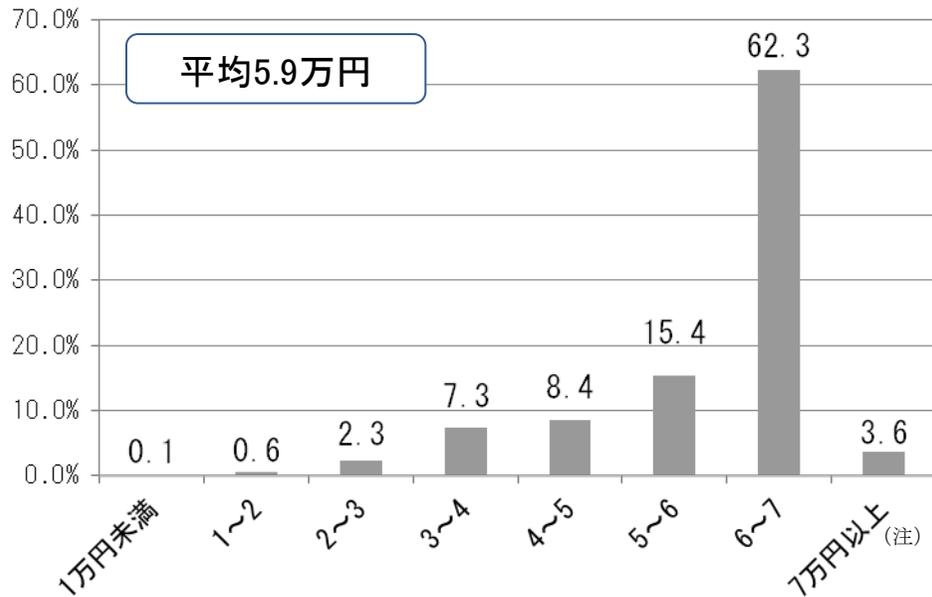
(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円にもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

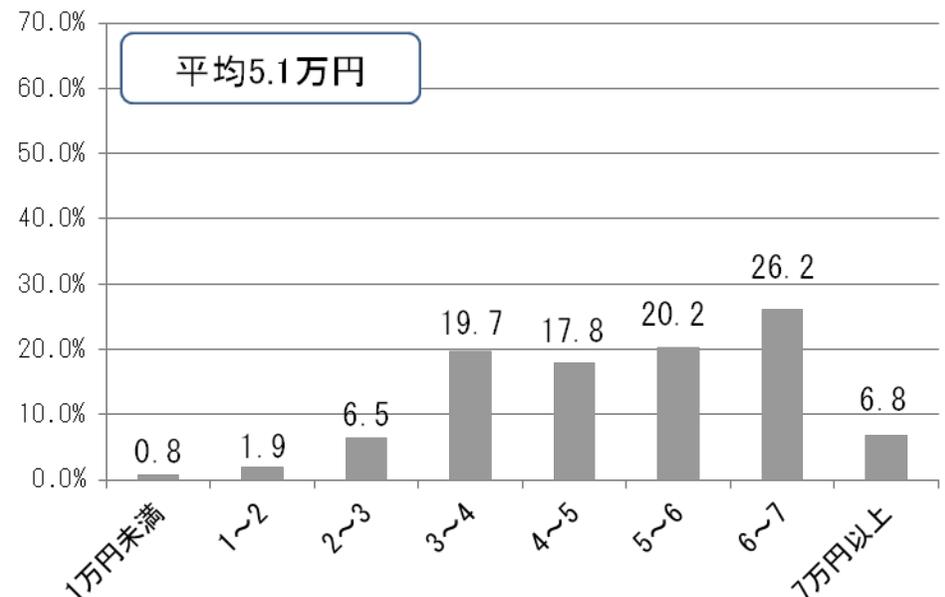
いわゆる2階部分も含めて受給権を有する者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金等の受給権者の年金額は、男性平均が月額5.9万円、女性平均が月額5.1万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額6万円台が62.3%と突出しているのに対し、女性では月額6万円台が26.2%と最も多いものの、3～5万円台も概ね20%程度で分散している。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（男性）



○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（女性）



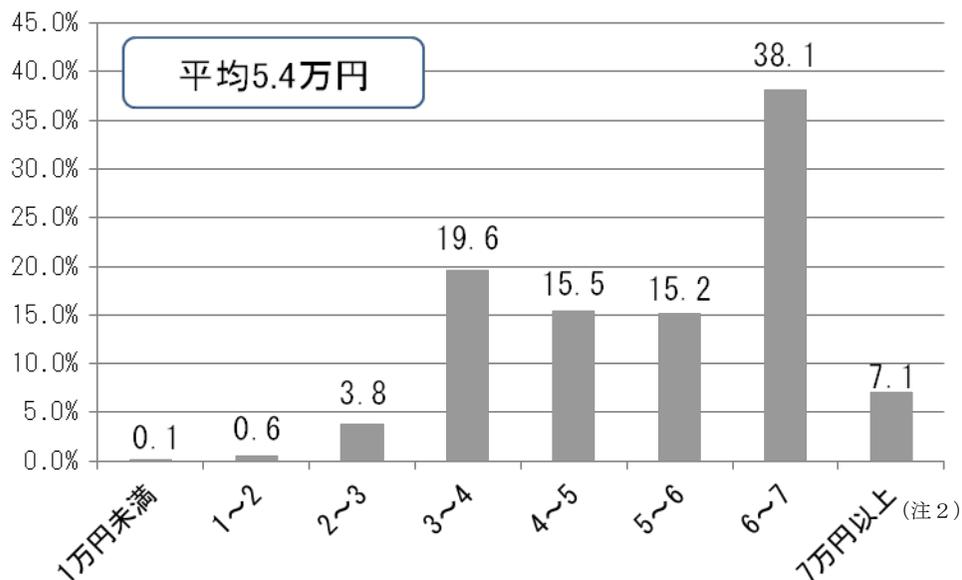
(注) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

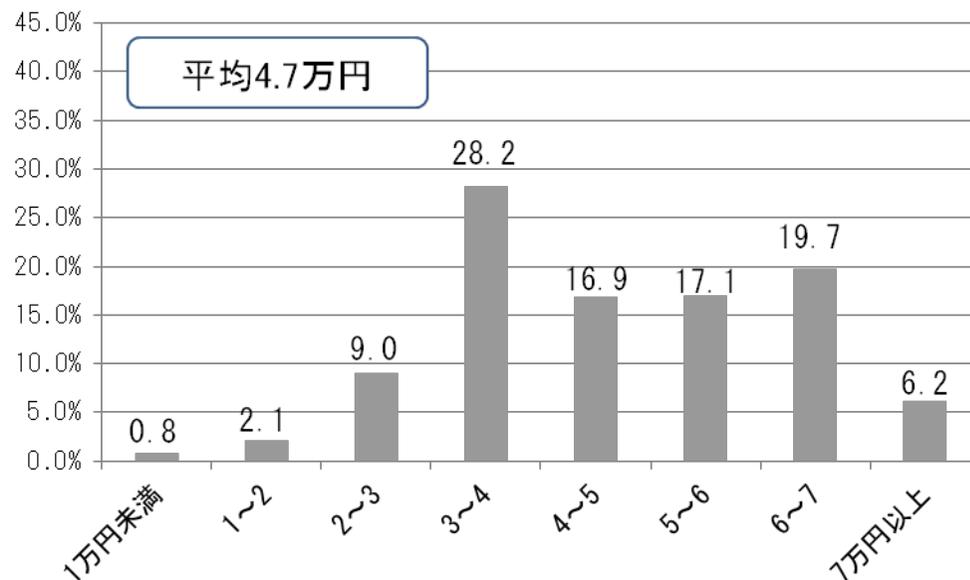
いわゆる 1 階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金のみ（旧国民年金老齢年金含む）の受給権者の年金額は、男性平均が月額 5.4 万円、女性平均が月額 4.7 万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額 6 万円台（38.1%）が最も多く、女性では月額 3 万円台（28.2%）が最も多くなっている。

○ 基礎のみ・旧国年（注1）（男性）



○ 基礎のみ・旧国年（女性）



（注1）基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5 年年金を除く。）をいう。

（注2）老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7 万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

低年金が発生する理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと

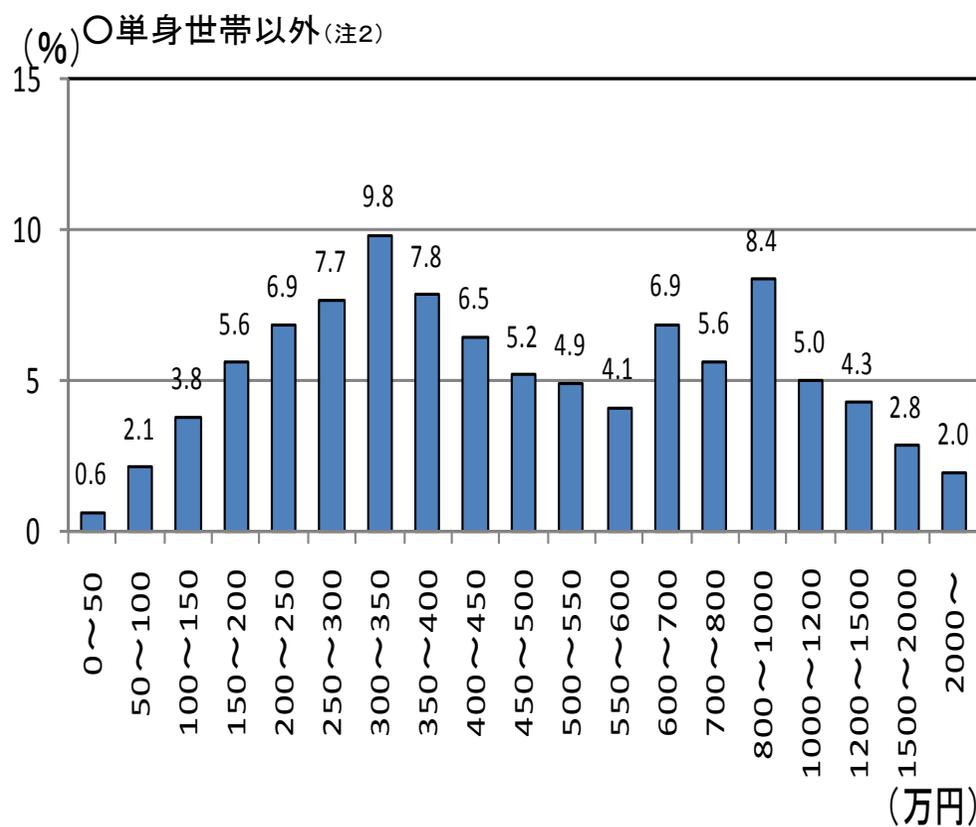
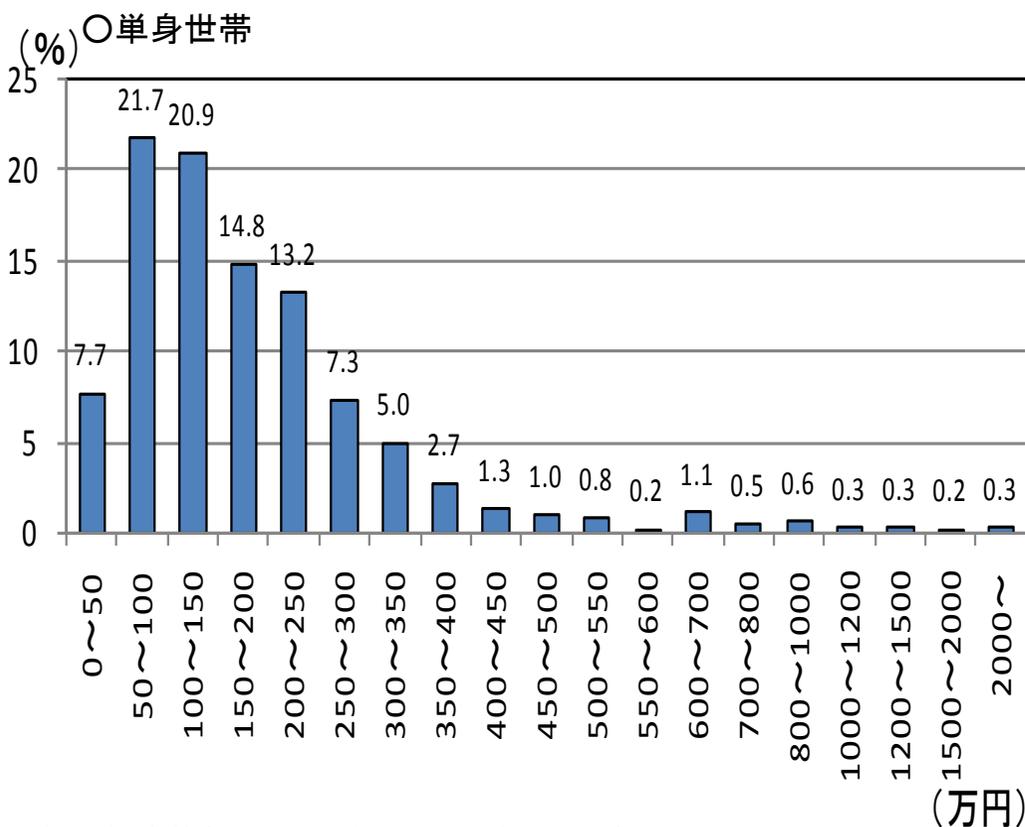
- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者
⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）となるので、年金額の計算には反映されない。
- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者
⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる（平成20年度までの期間の場合）。
- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数（原則40年）に満たなくなって低年金となったり、受給資格期間（原則25年）に満たない場合には、無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること

- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。
- ・ 老齢基礎年金等の繰上げ受給を選択した者の割合は、平成21年度においては、受給者全体で約44%、新規裁定者で約23%。なお、かつては新規裁定者のうち8割近くが繰上げ受給を選択していたこともあった。

高齢者のいる世帯の所得分布

- 高齢者のいる世帯^(注1)の所得^(注2)については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外^(注3)においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

年金額の基本設計

① 基礎年金（満額を定額で設定）

- 国民年金の一月の保険料は、1万5,020円（平成23年度）
- 基礎年金の額は、平成23年度は月額で単身6.6万円、夫婦13.1万円（保険料を40年間納付した場合）

- ※ 年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年以上であることが必要。
（カラ期間とは、専業主婦や学生が、加入義務がないために制度に加入していなかった期間をいう。年金額には反映されない。）
- ※ 第2号被保険者期間、第3号被保険者期間については、保険料納付済期間に含まれる。
- ※ 保険料免除期間は、全額免除の場合は、2分の1（平成20年度以前は3分の1）として年金額を計算する。半額免除等の場合は、4分の3（同3分の2）等とする。
- ※ 国民年金保険料を25年間納付した場合の年金額は、月額で単身4.1万円。

$$\left[\text{約}6.6\text{万円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} = \text{約}4.1\text{万円} \right]$$

② 厚生年金（報酬比例）

- 厚生年金の保険料率は、16.412%（平成23年9月～平成24年8月）
- 厚生年金の額は、以下の計算式により算出。

$$\left[\begin{array}{c} \text{平成14年度までの分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000 \text{注1}} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平成15年度以降の分} \\ \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000 \text{注1}} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \end{array} \right]$$

注1) 1000分の7.125 や1000分の5.481 の乗率は、生年月日により異なる。 注2) 賞与を含めた年収を12で除した額。

- ※ 上記の計算式は、平成12年改正後のものであるが、これによる年金額が改正前の計算式による年金額を下回る場合には、改正前の年金額を支給している。
- ※ 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算（例えば、昭和40年度の給与は約7倍換算して計算）する。（＝再評価）
- ※ 平均月収36万円で40年間加入した場合（配偶者は、第3号被保険者）を想定した夫婦2人分の標準的な額（月額）は、231,648円（平成23年度）。（老齢厚生年金100,166円 + 老齢基礎年金65,741円×2）

老齡基礎年金の年金月額の分布

(平成21年度末)

年金月額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)				
	合計(割合)	男子	女子	合計(割合)	男子	女子		
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額(円)	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者をいう。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準40に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

○昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。

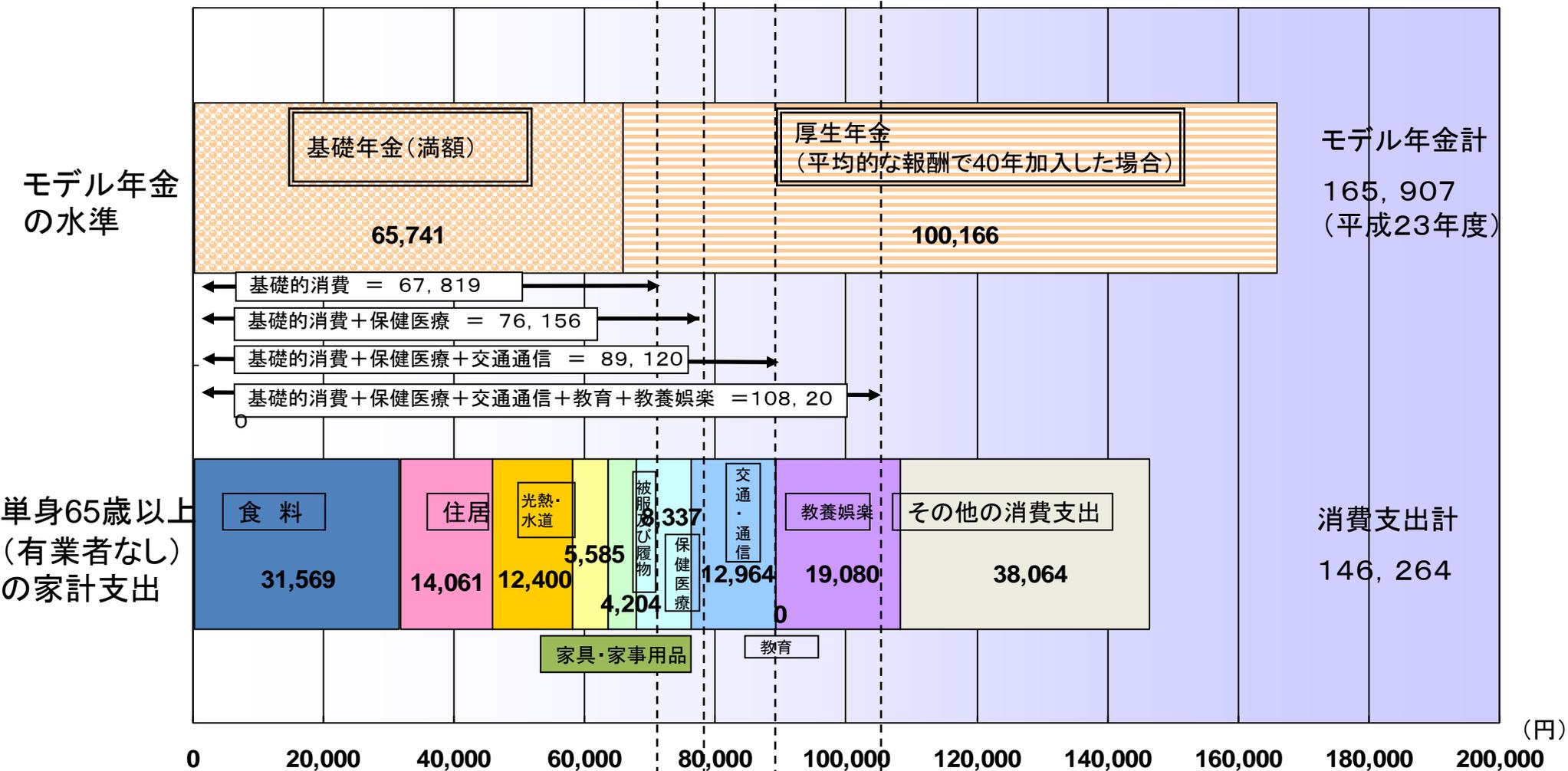
○平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。

○平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考)全世帯の消費水準の伸び:17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:3.1% 全世帯の消費水準の伸び:0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準)消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:△2.9% 全世帯の消費水準の伸び:△6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:△8.8%
	794,500円 * 物スラ特例 (月額66,208円)	物価スライド特例水準)消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11~13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考)平成11~13年の消費者物価上昇率:△1.7% *平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

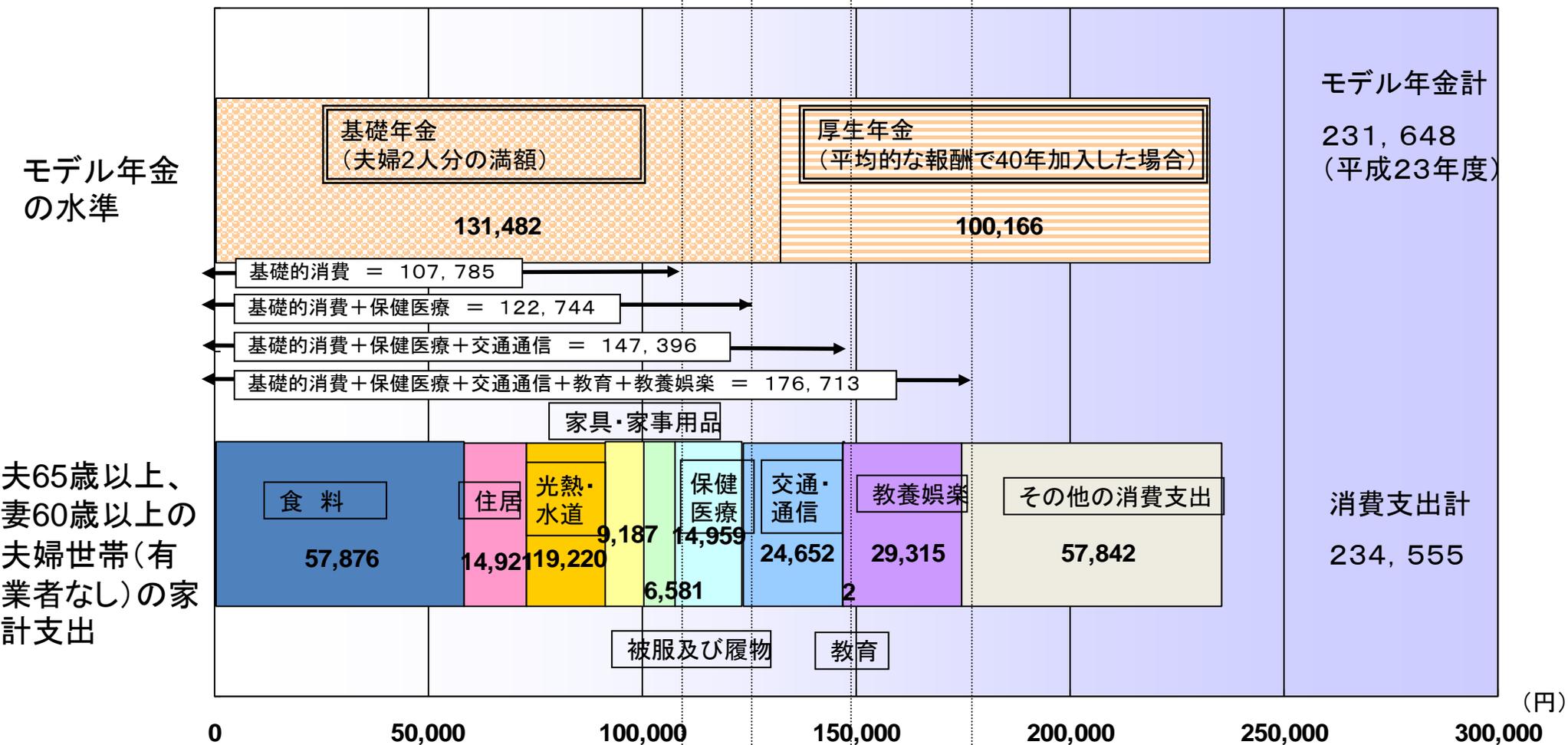
○ 基礎年金の水準（約6万6千円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的な消費支出をカバーするにわずかに足りない水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

◇ 基礎年金月額 65,741円 (夫婦合計：131,482円) (平成23年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成23年度月額、単位：円)

		生活扶助基準額(3級地-2~1級地-1)					
世帯	構成	3-2	3-1	2-2	2-1	1-2	1-1
単身	65歳	62,640	66,260	69,910	73,540	77,190	80,820
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250	49,995	52,740	55,480	58,230	60,970
	夫婦合計額	94,500	99,990	105,480	110,960	116,460	121,940

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注） 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注） 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉 月額82,175円（年額986,100円）＋子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額の1.25倍）

〈2級障害の場合〉 月額65,741円（年額788,900円）＋子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算額：第1子・第2子…月額 各18,916円（年額227,000円）

第3子以降 ……月額 各6,300円（年額75,600円）

障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

〈1級障害の場合〉 (報酬比例の年金額×1.25) + 配偶者加給年金額

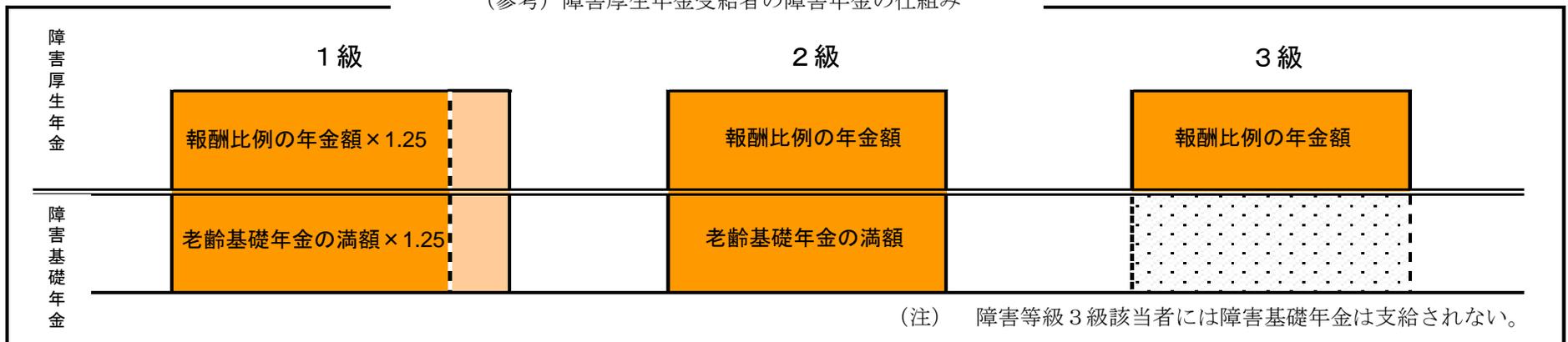
〈2級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

(参考) 障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、両目の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、両目の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3級	—	両目の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

遺族年金制度の概要

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき

(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ③ 孫 ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者（自らの老齢年金受給権が発生した者）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

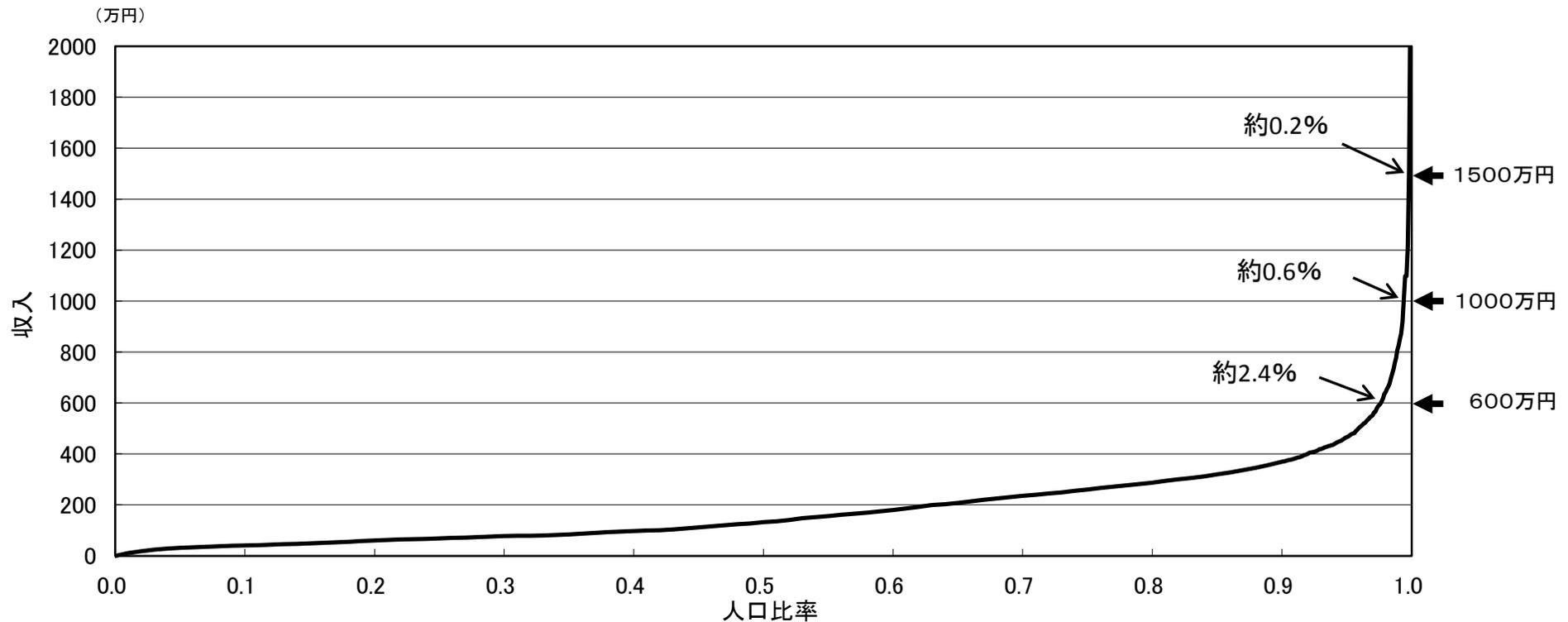
現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。
 - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）
 - B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2

高所得者の年金額の調整

年金受給者の収入の分布の状況

- 平成18年度「老齢年金受給者実態調査」（厚生労働省）によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。
- 例えば、年収600万円以上の者は、約2.4%、年収1000万円以上の者は、約0.6%、年収1500万円以上の者は約0.2%となっている。

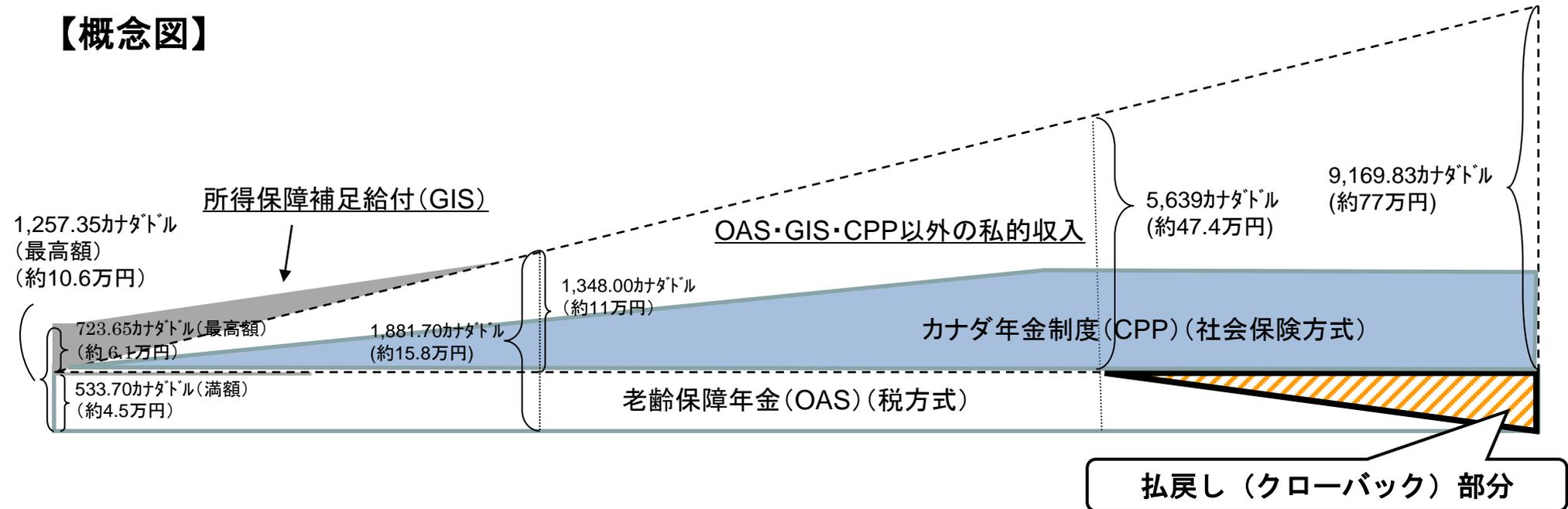


(参考) カナダにおけるクローバックの仕組み

カナダの老齢保障年金（OAS）は、全額税財源により支給される年金制度であるが、受給者のうち、総所得額が一定額（月額5,639カナダドル（約47.4万円））を超える場合は、総所得額のうち当該基準額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す制度があり、クローバックと呼ばれている。

※ OASの給付額：満額で月額533.70カナダドル（日本円では約4.5万円）

【概念図】



※ 1カナダドル=84円で計算。(2011年7月現在の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。)

※ 給付額は単身者の月額。所得額は年額を12で除したもの。(数値は2011年7月現在。)

財産権に関する判例等の考え方

○ 既裁定年金に関する考え方

① 政府答弁（平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」）

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
- 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

○ 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和53年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

II 質問主意書の内容（つづき）

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができることから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をそのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 財産権に関する最高裁判決（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

- ・ 「憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。」

(参考1) 国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
(最大で10%減額(※)。)

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

(※国会議員互助年金廃止の際の減額の例)

H6.12以後の退職者 100分の90 H2.7～H6.11の退職者 100分の92

S59.4～H2.6の退職者 100分の93 S56.4～S59.3の退職者 100分の95

S56.3以前の退職者 100分の100

(参考2) 被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

特例水準の解消

物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について

(1) 特例水準の設定について

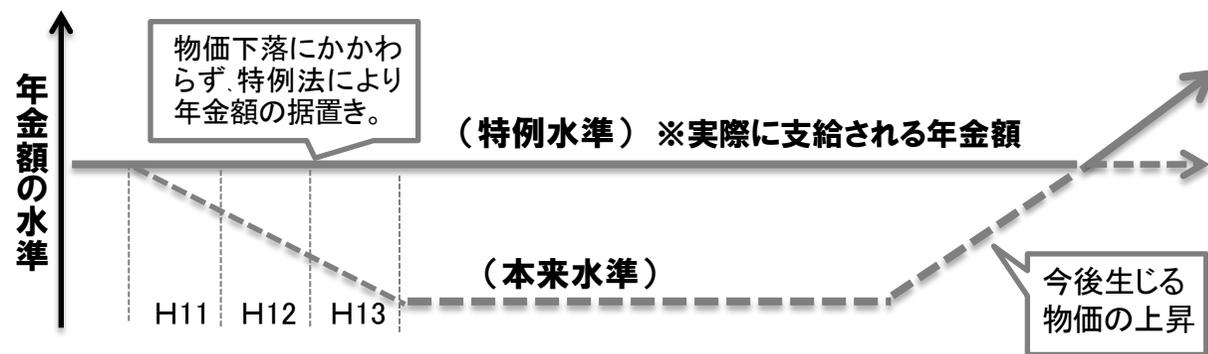
<物価スライド特例措置>

- 平成11～13年に物価が下落した際、本来であれば、平成12～14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引下げとなること、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等にかんがみ、特例的に年金額を据え置く措置を講じた。(次ページ参照)

<物価スライド特例措置の解消>

- この特例措置により、実際に支払われる年金額は、本来より高い水準となったため、平成16年改正において、この特例水準の年金額を解消するための措置が講じられた。

具体的には、賃金・物価が上昇する局面において、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、一定の調整は行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額は据え置くこととした。これによって、賃金・物価の上昇に伴い、本来水準が特例水準の年金額を上回ることとなれば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払うという方法により、特例水準を解消することとした。



- ・物価が上昇しても特例水準の年金額は据置き。
- ・物価が下落した場合は、特例水準の年金額を引下げ。

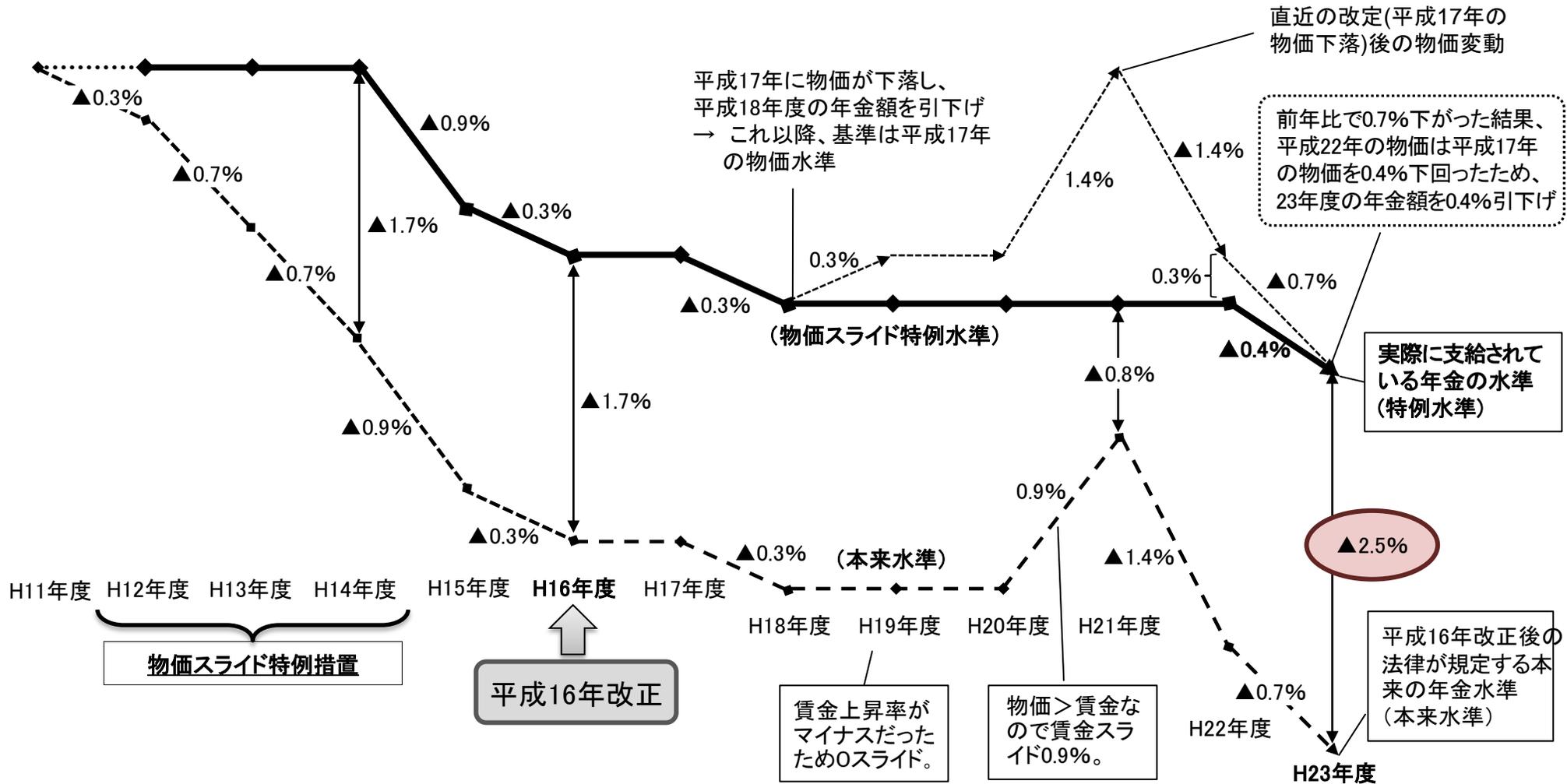
物価の上昇により、本来水準が特例水準を上回れば、年金額は本来水準に復帰し、上回った分だけ年金額が引き上げられる。

<平成16年改正後の状況>

- 平成16年改正において、上記のとおり、賃金・物価の上昇に伴って特例水準を解消する措置を講じたものの、その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。

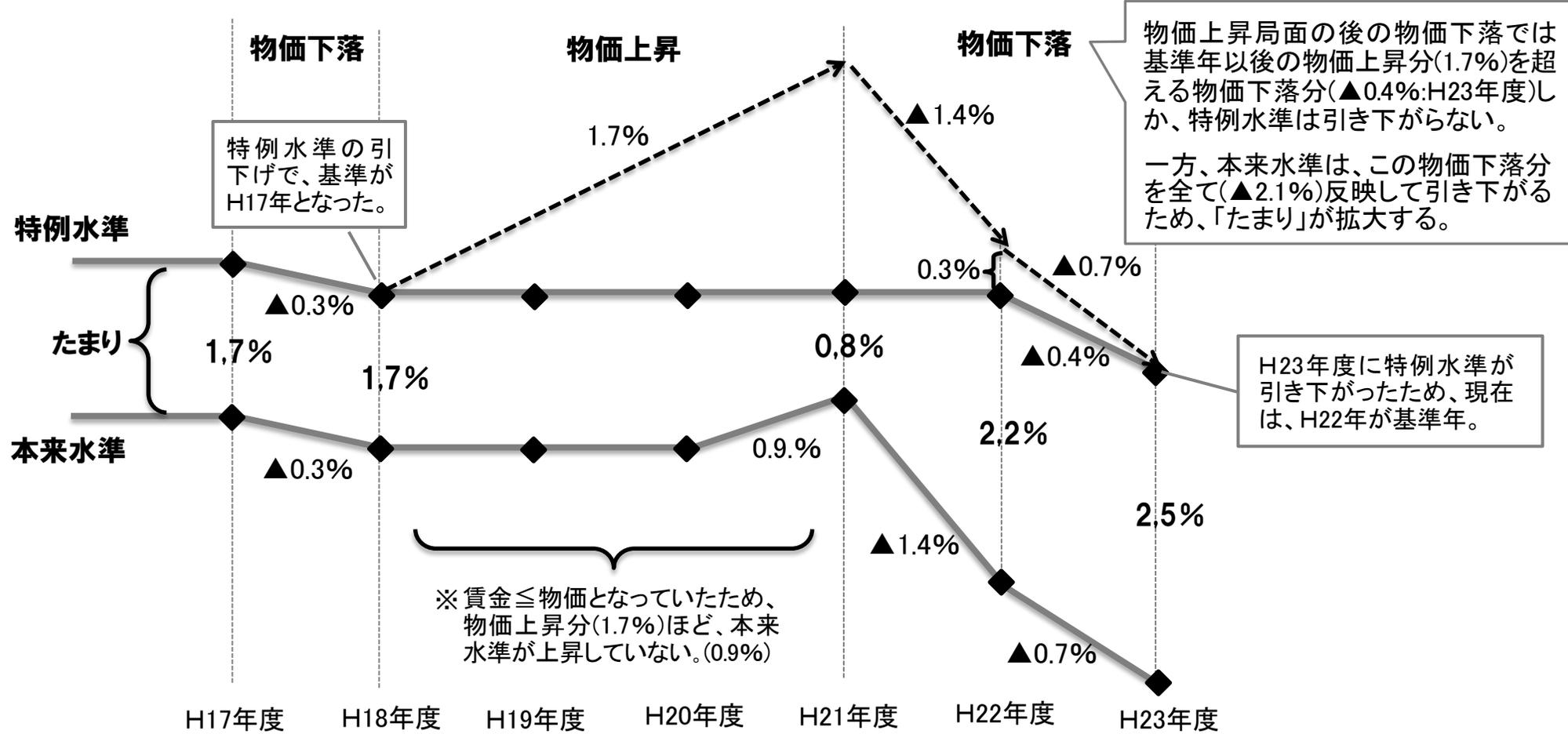
(2) 特例水準とスライドの自動調整との関

○ 係 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成23年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。



(3) 特例水準と本来水準の差が拡大した理由

○ 特例水準の年金額については、物価上昇局面では年金額の引上げを行わない一方、物価下落局面では、年金額を引き下げることにした。その際、「足下の物価が、直近の年金額の引下げを行った年の前年(基準年)の物価を下回った場合に」、年金額を引き下げる仕組みにしたため、物価上昇と下落が混在する局面においては、「前年よりは物価が下落したが、基準年に比べれば下落していない(例えば平成22年度のケース)」ために、特例水準の年金は下がりず、本来水準は前年比で下がるという事態が生じる。これにより、平成22年度、23年度にかけては、特例水準と本来水準の差が拡大した。

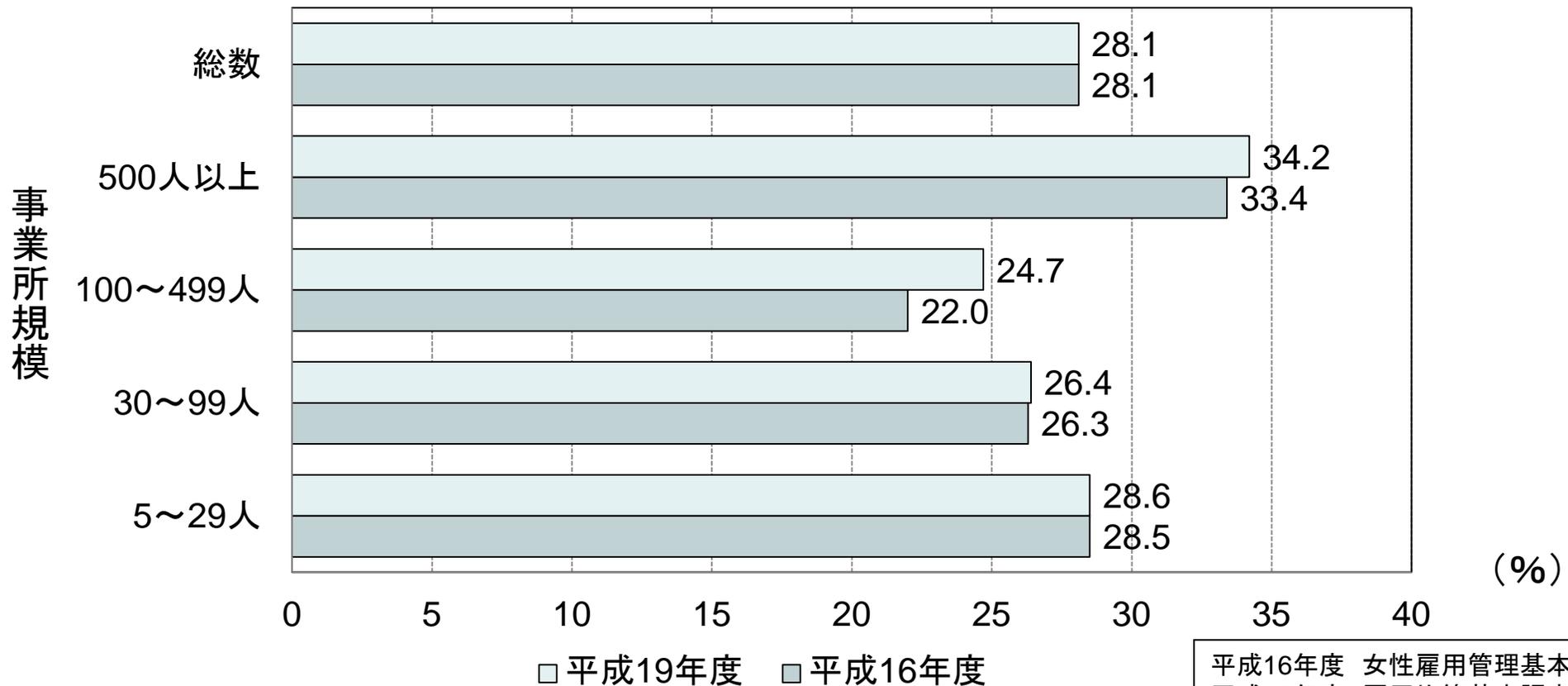


産休期間中の保険料免除

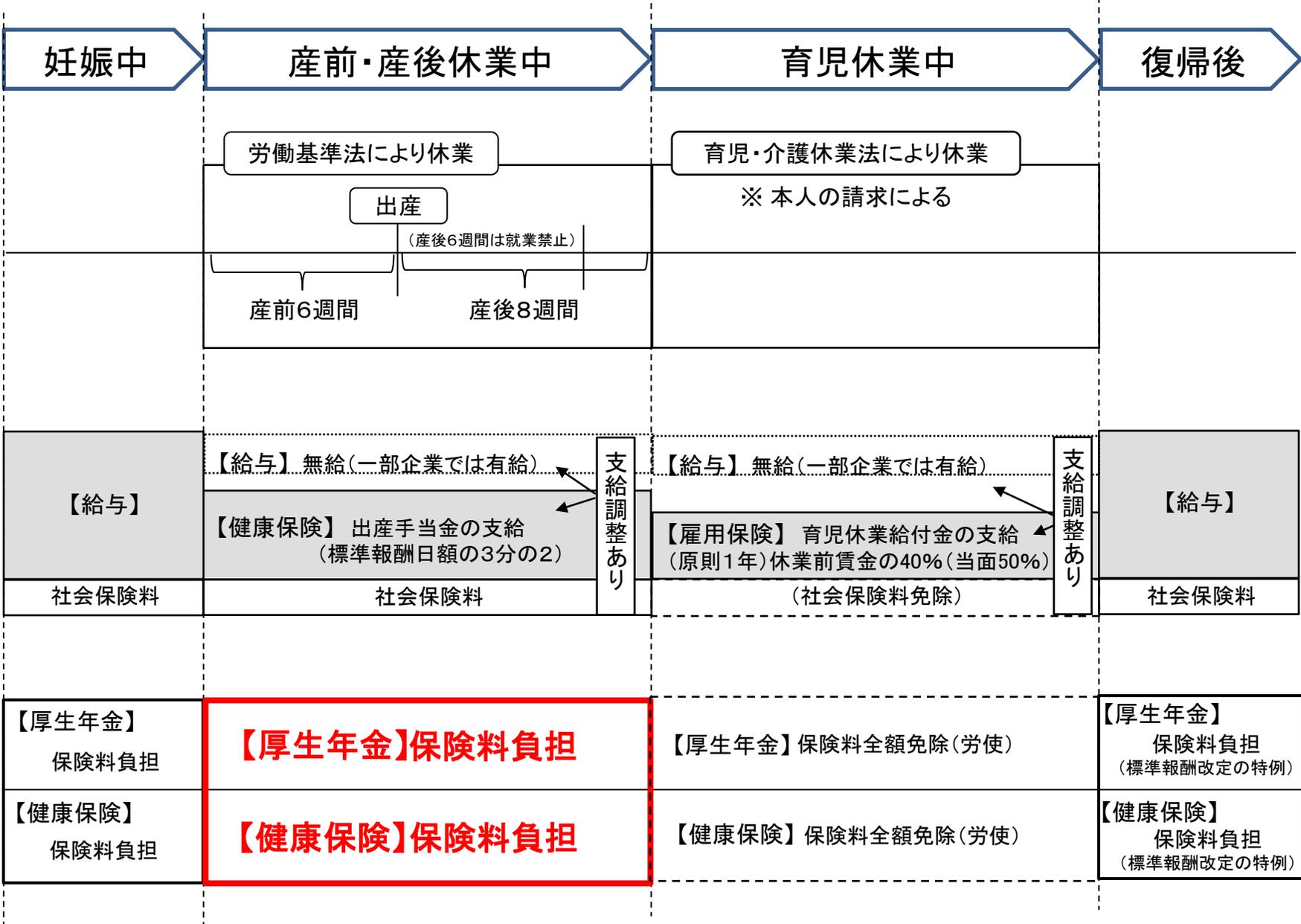
産前産後休業期間中の賃金支給の現状

- 産前・産後いずれの場合についても、休業期間中における給与については法律上定められておらず、各事業所の労働協約、就業規則等で定めるところによる。
- 産前産後休業期間中の賃金を有給とする事業所の割合は、平成19年度で28.1%となっており、約7割の事業所で、産前産後休業期間中の賃金は支給されていない。

産前産後休業期間中の賃金支給ありの割合(事業所規模別)



産休中・育休中の社会保険料等の取扱いの整理



被用者年金の一元化

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

(平成19年4月法案提出、平成21年7月衆議院解散に伴い廃案)

1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。

- ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

②企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

公的年金制度一覽

○国民年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成23年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,985	万人 2,765	2.45	万円 5.8	兆円 3.9	兆円 7.5	兆円 [7.5]	円 15,020	65歳
第2号被保険者	3,780				—	—	—	—	
第3号被保険者	1,021				—	—	—	—	
合計	6,786								
(参考) 公的年金加入者合計	6,874								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.8万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成23年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)	
厚生年金保険	万人 3,425	万人 1,385	2.47	万円 16.5	兆円 36.7	兆円 119.5	兆円 [120.8]	% 16.058	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳	
国家公務員共済組合	104	68	1.53	21.7	2.0	8.4	[8.3]	6.3 [6.0]		15.508
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9	[37.6]	10.0 [9.2]	15.508	定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
私立学校教職員共済	48	11	4.32	21.2	0.4	3.4	[3.4]	9.9 [9.1]	12.938	
合計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2	[170.1]	5.1 [4.8]		

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.696%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

共済年金について

[厚生年金]

[共済年金]

(企業年金)

本人分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 100,166円
	老齢基礎年金 65,741円
配偶者分	老齢基礎年金 65,741円

合計 231,648円

(企業年金を含まない)

職域相当額	20,033円	本人分
退職共済年金 (報酬比例年金)	100,166円	
老齢基礎年金	65,741円	配偶者分
老齢基礎年金	65,741円	

合計 251,682円

(職域相当額を含む)

労使折半 (保険料)

1/2 労使折半 (保険料)
+
1/2 国庫負担

(注) 職域相当額を除けば、厚生年金と同額 (231,648円)

※平成23年度価格

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の 在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の 在職支給停止	○障害厚生年金受給者が厚年被保険者又は共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○障害共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えたとき、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の障害共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式 ○障害共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が46万円を超えたとき、年金の一部又は全部を支給停止。
⑤障害給付の 支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 （保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑥遺族年金の 転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑦女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）

※ 平成19年の被用者年金一元化法案においては、①～⑥の差異は、すべて厚生年金に揃えて解消することとされていた。

第3号被保険者制度の見直し

第3号被保険者制度の実態

○ 第3号被保険者の数は、近年減少傾向にある。

第3号被保険者数の推移

年度	被保険者計	第1号被保険者数 (任意加入含む)	第3号 被保険者 (A)	20-59歳日本人 女子人口 (B)	A/B
	万人	万人	万人	万人	
昭和 61	6,332	1,951	1,093	3,383	32.3%
62	6,411	1,929	1,130	3,398	33.3%
63	6,493	1,873	1,162	3,410	34.1%
平成 元	6,568	1,816	1,179	3,423	34.4%
2	6,631	1,758	1,196	3,430	34.9%
3	6,835	1,854	1,205	3,446	35.0%
4	6,894	1,851	1,211	3,462	35.0%
5	6,928	1,861	1,216	3,479	35.0%
6	6,955	1,876	1,219	3,494	34.9%
7	6,995	1,910	1,220	3,497	34.9%
8	7,020	1,936	1,202	3,503	34.3%
9	7,034	1,959	1,195	3,501	34.1%
10	7,050	2,043	1,182	3,503	33.7%
11	7,062	2,118	1,169	3,505	33.3%
12	7,049	2,154	1,153	3,481	33.1%
13	7,017	2,207	1,133	3,465	32.7%
14	7,046	2,237	1,124	3,443	32.6%
15	7,029	2,240	1,109	3,424	32.4%
16	7,029	2,217	1,099	3,399	32.3%
17	7,045	2,190	1,092	3,376	32.4%
18	7,038	2,123	1,079	3,368	32.0%
19	7,007	2,035	1,063	3,318	32.0%
20	6,936	2,001	1,044	3,260	32.0%
21	6,874	1,985	1,021	3,201	31.9%

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」
 (注1) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。
 (注2) 第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

第3号被保険者数の年齢別割合

年度	計	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
昭和 63	34.1%	5.6%	33.3%	48.5%	45.7%	44.0%	38.4%	31.5%	21.1%
平成 元	34.4%	5.0%	32.1%	49.0%	46.9%	45.5%	38.2%	32.9%	22.4%
2	34.9%	4.7%	30.3%	49.7%	47.8%	46.8%	38.3%	34.0%	24.0%
3	35.0%	5.0%	30.1%	50.0%	48.7%	45.0%	40.7%	35.7%	24.1%
4	35.0%	5.0%	29.0%	49.7%	49.5%	44.7%	42.3%	36.1%	24.9%
5	35.0%	4.9%	28.4%	48.7%	50.6%	44.7%	42.8%	37.4%	24.7%
6	34.9%	4.8%	27.3%	48.5%	50.7%	45.5%	43.8%	36.7%	25.4%
7	34.9%	5.1%	27.0%	47.4%	50.8%	45.9%	44.1%	36.3%	25.5%
8	34.3%	5.3%	26.7%	47.2%	50.1%	44.9%	41.0%	37.3%	26.3%
9	34.1%	4.9%	25.6%	45.5%	50.0%	45.3%	40.2%	38.6%	27.2%
10	33.7%	4.8%	24.7%	44.4%	48.8%	45.5%	39.3%	38.9%	27.3%
11	33.3%	4.9%	23.3%	42.1%	48.9%	45.2%	39.5%	39.0%	26.7%
12	33.1%	4.8%	22.2%	41.8%	47.5%	45.5%	39.7%	39.3%	25.1%
13	32.7%	4.8%	21.1%	39.7%	47.1%	44.9%	40.1%	36.9%	26.9%
14	32.6%	4.9%	20.5%	39.0%	46.5%	44.7%	39.8%	36.6%	27.9%
15	32.4%	4.9%	20.2%	37.7%	45.4%	44.6%	40.1%	36.1%	28.5%
16	32.3%	4.5%	19.7%	36.9%	44.1%	44.3%	40.5%	37.0%	29.0%
17	32.4%	4.8%	19.3%	36.2%	44.3%	42.9%	39.4%	36.9%	30.7%
18	32.0%	5.0%	19.2%	35.0%	42.9%	43.1%	40.3%	37.4%	29.1%
19	32.0%	4.7%	19.1%	34.4%	43.0%	42.4%	40.0%	37.0%	30.0%
20	32.0%	4.7%	19.3%	34.1%	41.9%	43.0%	39.4%	37.4%	29.8%
21	31.9%	4.3%	18.8%	33.9%	41.5%	42.0%	40.2%	36.6%	29.9%

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1)日本人女子人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2)第3号被保険者年齢別割合は第3号被保険者数を日本人女子人口で割ったものである。

(注3)第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

○ 第3号被保険者の就業状況については、未就業者（いわゆる専業主婦）の割合が最も多いが、近年、非正規雇用者の割合も増加している。

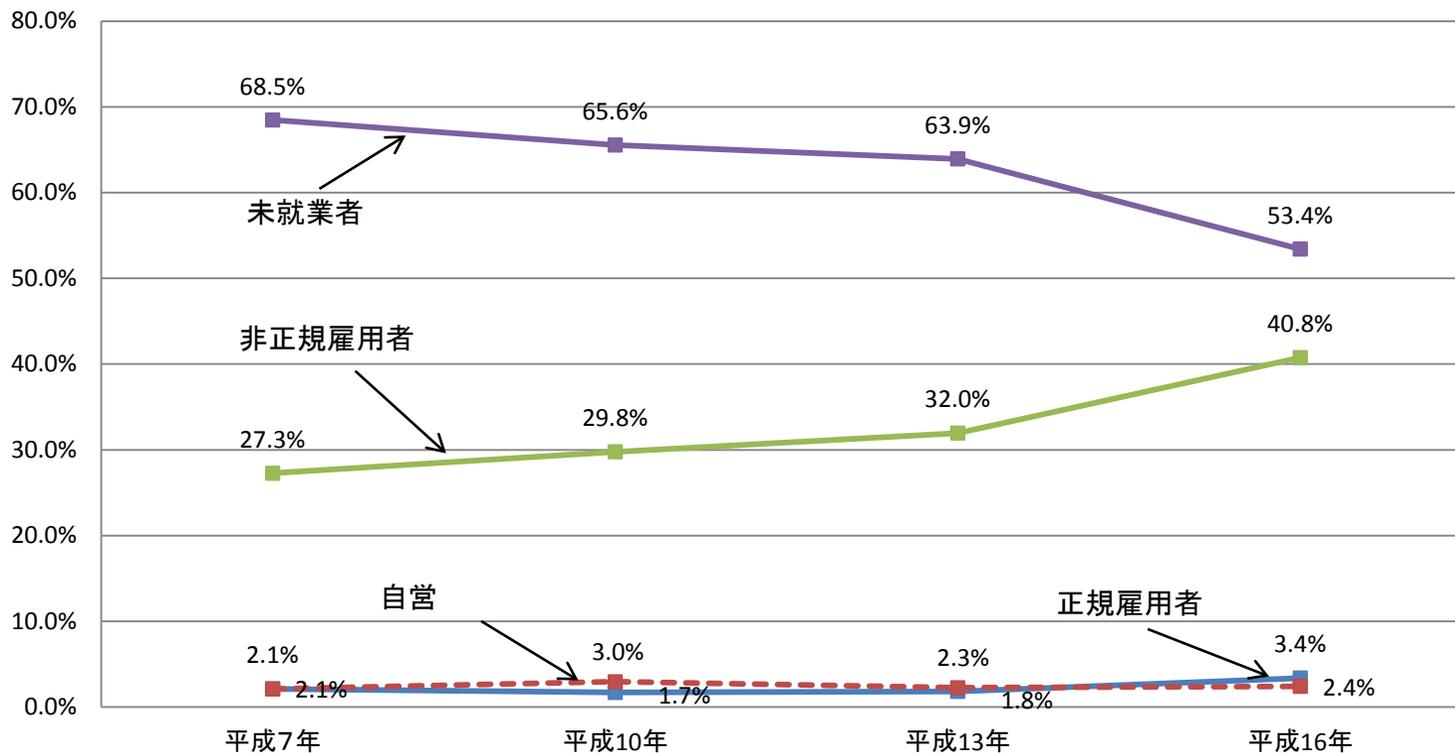
○ 短時間労働者への社会保険の適用拡大については、社会保障審議会の特別部会において検討を進めている。

第3号被保険者の就業状況

(単位:千人)

	平成7年		平成10年		平成13年		平成16年	
自営	252	2.1%	198	1.7%	210	1.8%	374	3.4%
正規雇用者	249	2.1%	342	3.0%	258	2.3%	267	2.4%
非正規雇用者	3,214	27.3%	3,448	29.8%	3,653	32.0%	4,489	40.8%
未就業者	8,070	68.5%	7,590	65.6%	7,308	63.9%	5,883	53.4%
合計	11,785	100.0%	11,578	100.0%	11,429	100.0%	11,013	100.0%

(単位:%)

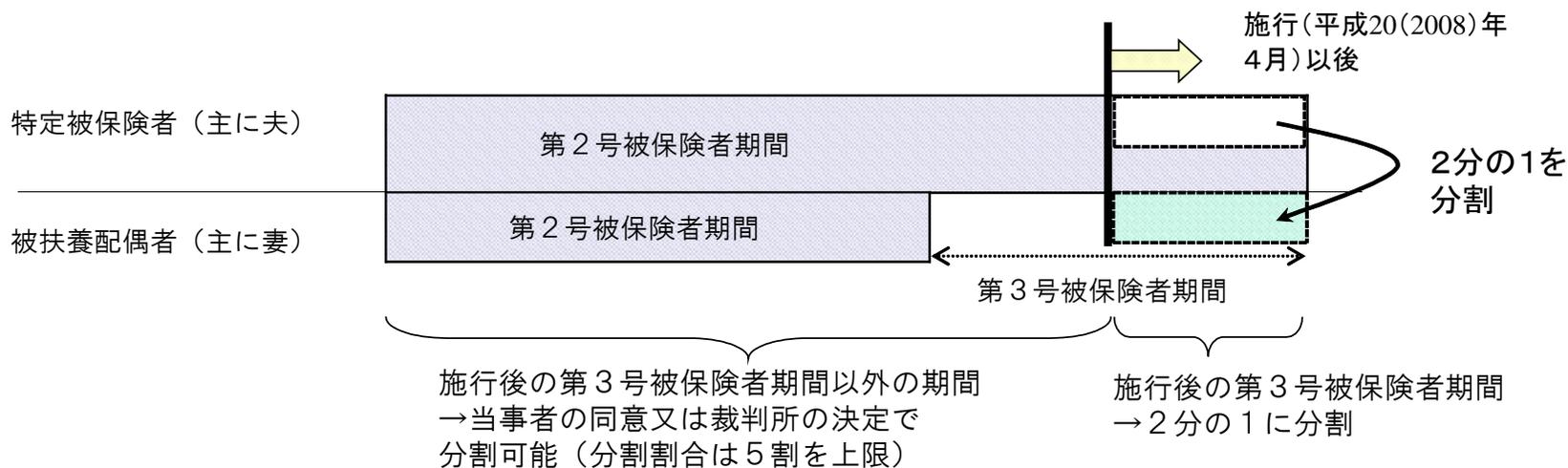


資料出所:厚生労働省「公的年金加入状況等調査」

3号分割の制度について

- 平成16年の年金制度改正においては、第3号被保険者を対象として、離婚時等に、年金を分割できる制度（いわゆる3号分割の制度）が導入されている。
- その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨の規定が定められている。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



平成16年改正法

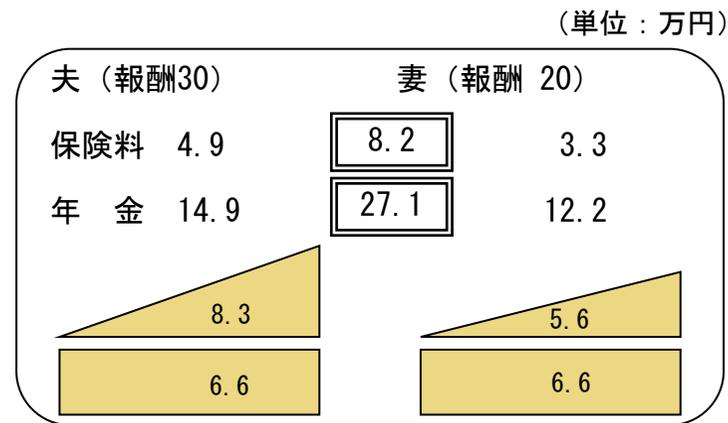
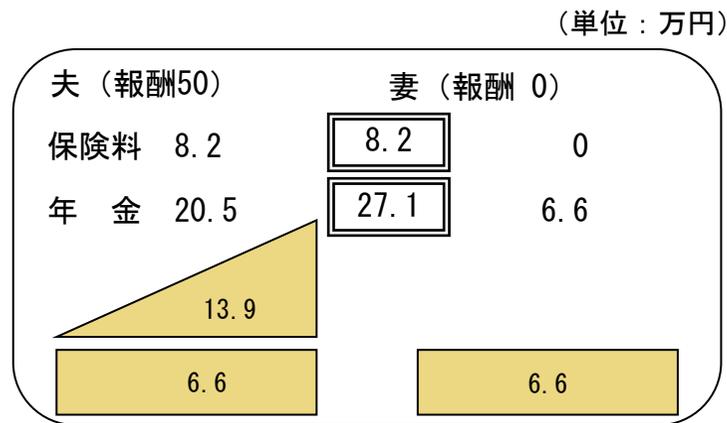
厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

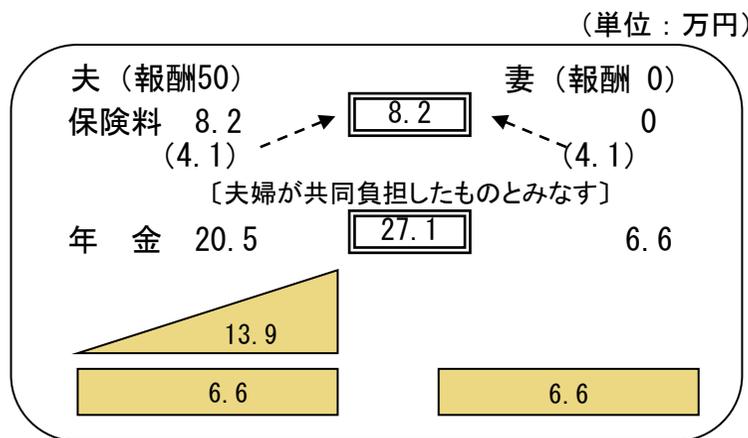
< 保険料負担と給付（イメージ） >

- 夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額である。

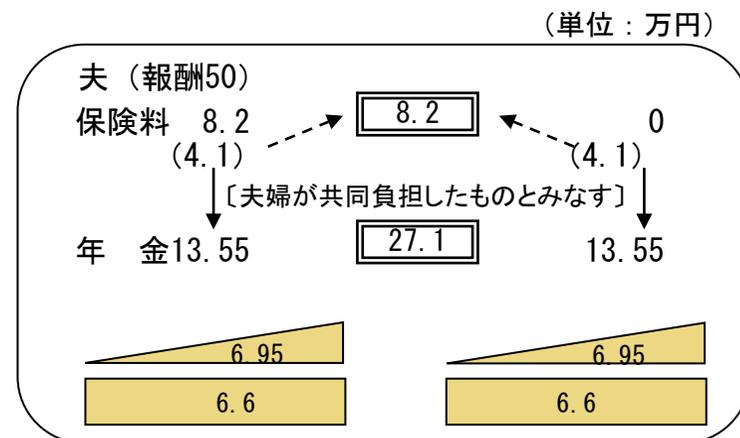


< 3号分割制度（イメージ） >

- 第2号被保険者が納付した保険料は、夫婦が共同負担したものとみなして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付する。



離婚



※婚姻期間40年とした場合（実際には、婚姻期間に応じて分割が行われるため、年金額もそれに応じて変わる。）

夫婦共同負担を基本とする考え方について

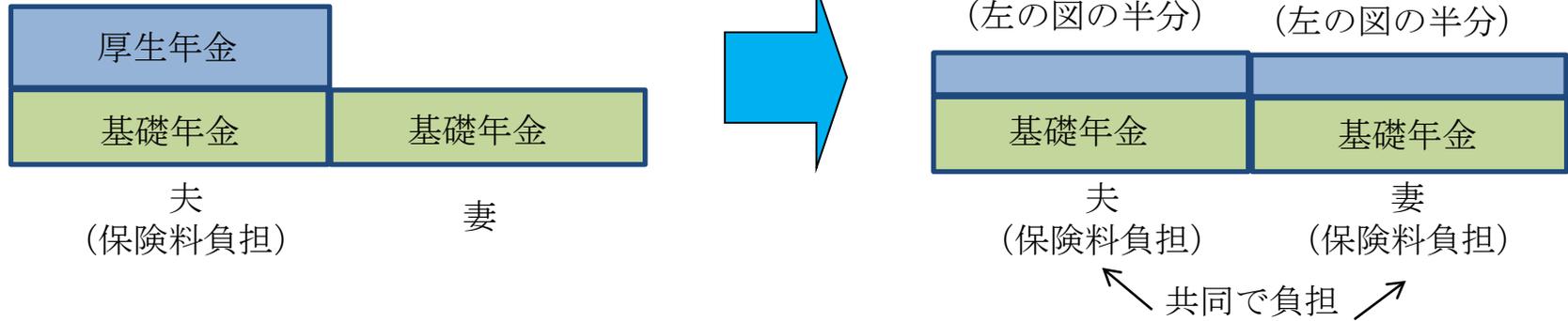
○ 夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。

- ・ 現行法においては、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同して負担しているものと認識する旨の規定が設けられている。

厚生年金保険法第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

- ・ 一方、民主党の新しい年金制度案では、個人単位で年金を計算することとし、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものをそれぞれの納付保険料とする二分二乗という考え方が提案されている。

- ・ こうした新しい年金制度の考え方及び現行法の規定を基にすれば、第3号被保険者も、その配偶者である第2号被保険者と共同で保険料を負担していると考えられることができる。この仕組みを現行の年金制度に導入するとすれば、第3号被保険者は、保険料を負担せずに給付を受けるのではなく、いわばみなし第2号被保険者として保険料を負担して給付を受けると認識することになるので、この考え方に立てば、不公平感は一定程度解消することが出来るのではないか。



- ・ なお、共同で保険料を負担したことに対する年金給付は、厚生年金部分を夫婦で分割して受け取ることとなり、実際の効果は、年金分割の案に近い。

マクロ経済スライド

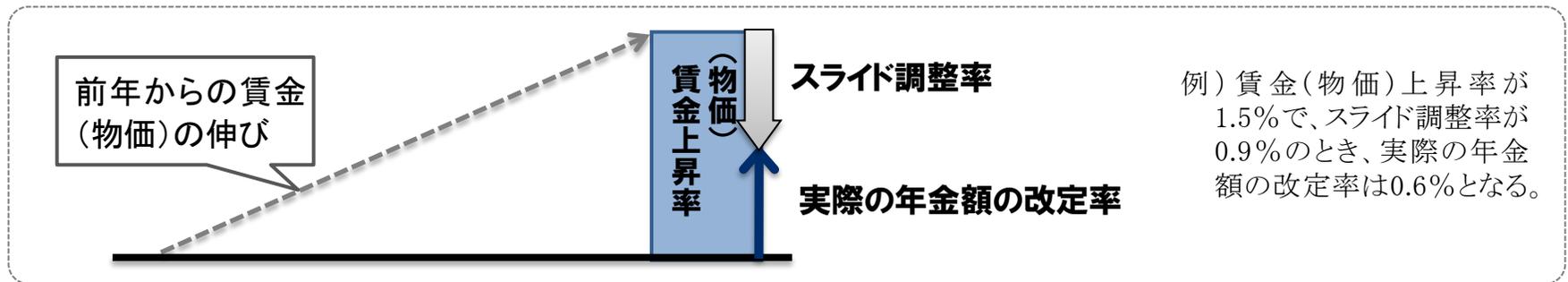
自動調整の具体的な仕組み

(1) 基本的な考え方

- 前述のとおり、年金額は、賃金や物価の上昇に応じて伸びていくが、一定期間、年金額の伸びの調整を行う(給付水準は低下するが、下限(所得代替率50%)を設定)ことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにする。
- 具体的には、5年に一度の財政検証の際、概ね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金の支給に支障のない程度の積立金(給付費1年分)を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を設定する。
- 調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑えることとする。
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合には、こうした年金額の調整を終了する。

(2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

- 調整期間中は、前述の年金額の伸びから、『スライド調整率』を差し引いて、年金額を改定することとなる。



- 『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』※

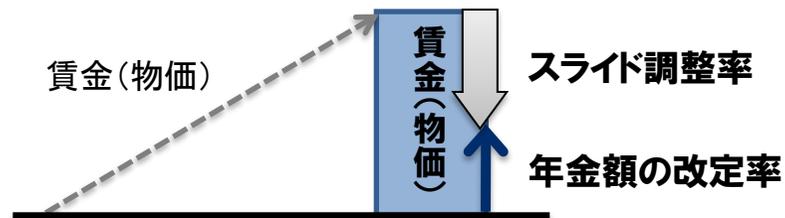
(3) 名目下限の設定

○ 現行制度では、スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>

○ 賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。

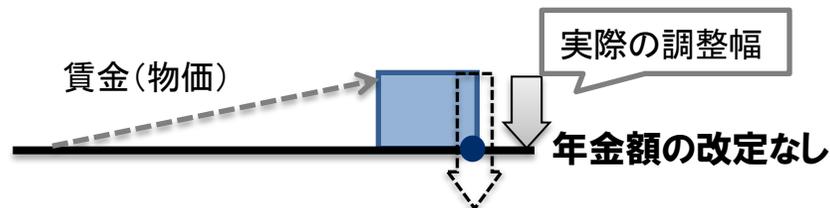
➡ スライド調整率分の年金額調整が行われる。



<賃金・物価の伸びが小さい場合>

○ 賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。

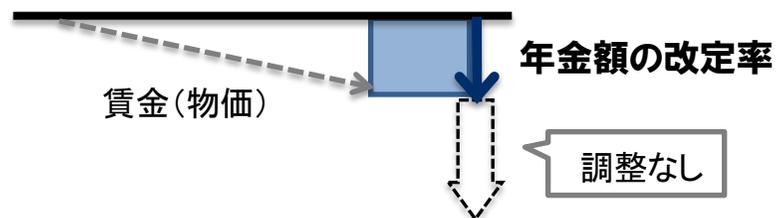
➡ スライド調整の効果が限定的になる。



<賃金・物価が下落した場合>

○ 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。

➡ スライド調整の効果がなくなる。

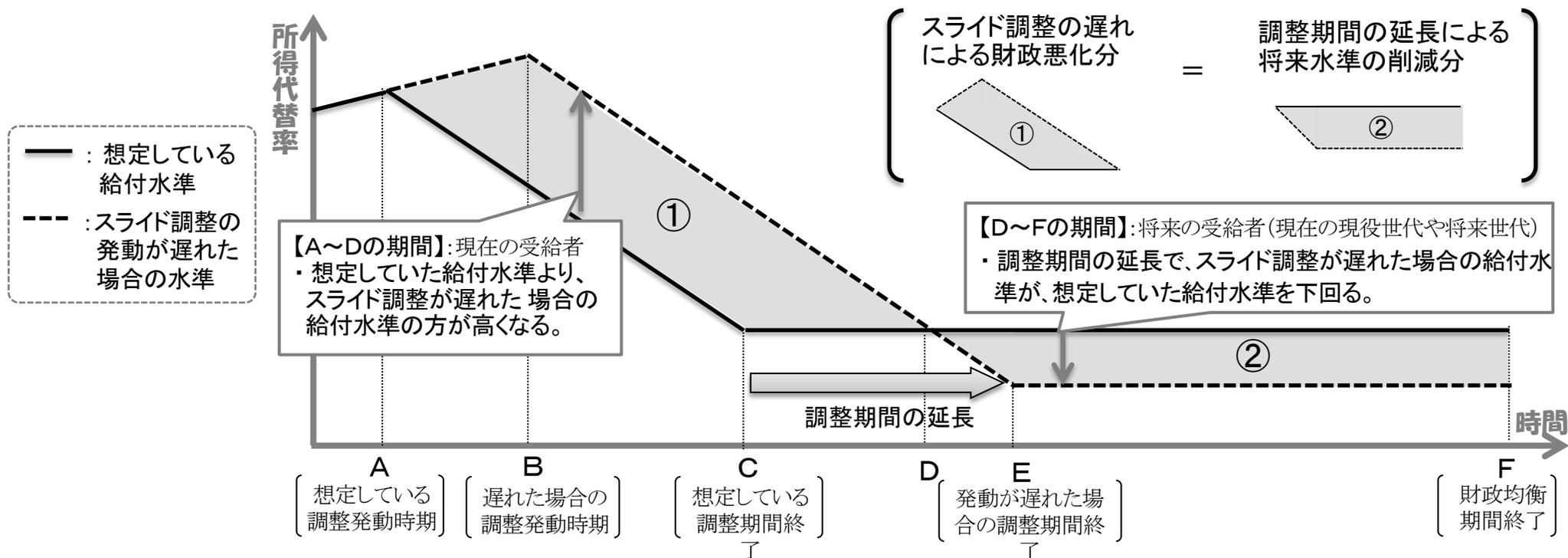


※ 上記の仕組み(名目下限)については、平成16年改正における議論の中で、現役世代の保険料負担能力とのバランスや給付水準の調整が高齢者の生活に与える影響、年金額を物価・賃金以外の要素で名目額以上に引き下げることについての憲法の財産権との関係等を勘案し、導入されたもの。

給付を自動調整する仕組みが発動していない状況の評価

○ デフレ経済下においてスライドの自動調整が発動する仕組みがなく、年金額が引き下げられていないことにより、世代間格差を広げているとの指摘について、どう考えるか。一方、経済が順調に推移すれば、現行の自動調整の仕組みで十分なことから、仕組みに問題があるのではなく、デフレ経済脱却に向けた取り組みが必要であるとの指摘について、どう考えるか。

- ・ デフレ経済下で特例水準が解消しないことや名目下限が存在することによって、スライドの自動調整の発動が遅れた場合、その分だけ調整期間が延長し、将来世代の給付水準が低下する。将来世代の負担軽減のため現行の自動調整の仕組みを見直すべきであるとの指摘について、どのように考えるか。



※ 平成16年改正時の想定では、平成20年度には、本来水準が特例水準を上回り、自動調整が発動する前提であったが、それまでに特例水準の解消には至らず、平成21年度の財政検証では、平成24年度からと想定されている。

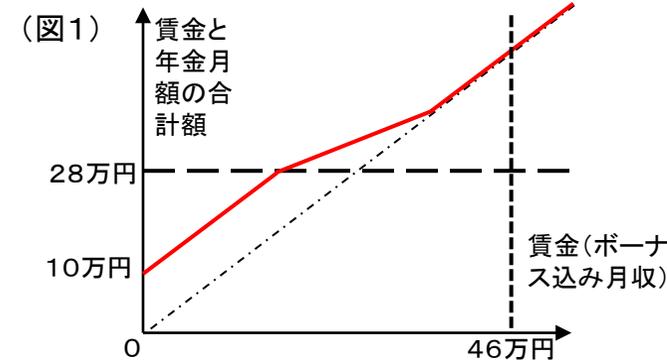
在職老齡年金

現行の在職老齢年金制度の仕組み

- 現行の在職老齢年金制度の仕組みについては、60歳台前半と後半で仕組みが異なり、それぞれの仕組みにおいて支給停止されている額は下記のとおりとなっている。
- ただし、60歳台前半の者に支給される特別支給の老齢厚生年金については、支給開始年齢が段階的に引き上がっているため、2025年以降、基本的には、60歳台前半の者に対する支給停止の効果は、なくなる。

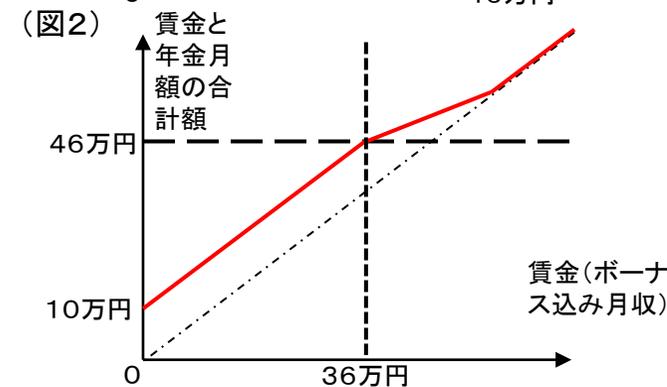
○60歳～64歳 ※図1を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が**28万円を上回る場合**は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・ 賃金が46万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
- * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。
- * 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収を基準として設定している。
- * 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収を基準として設定している。



○65歳～69歳 ※図2を参照

- ・ 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が**46万円を上回る場合**には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)
- * 基礎年金は支給停止の対象外であり全額支給する。



○70歳～ ※図2を参照

- ・ 65歳～69歳と同じ取扱い(ただし、保険料負担はなし)。
- * 平成16年改正前は支給停止を行わず、年金を全額支給していた。

(参考) 現行制度での在職老齢年金制度の適用状況

	年金の一部または全部が支給停止されている者の数	支給停止されている額(総額)
60歳～64歳	約120万人	約1.0兆円
65歳～	約10～20万人	約0.1～0.2兆円

※平成21年度ベース(年金局調べ、推計値)

(※)いずれも、年金受給額は10万円と仮定(図1では定額部分と報酬比例部分の合計額、図2では報酬比例部分のみの額)

在職老齢年金制度が高齢者雇用に与える影響の分析(詳細版)

- ・ 在職老齢年金の就業抑制効果については、これまで数多くの研究がある。ただし、平成16年改正前(一律2割の支給制限の仕組みが存在)の状況についての研究が多い。

<例>

清家篤(1993)「高齢化社会の労働市場-就業行動と公的年金」

清家篤・山田篤裕(1996)「Pension Richの条件」『日本経済研究』

安部由起子(1998)「1980~1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』

小川浩(1998)「年金・雇用保険改革と男性高齢者の就業行動の変化」『日本労働研究雑誌』

岩本康志(2000)「在職老齢年金と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』

大石亜希子・小塩隆士(2000)「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』

三谷直紀(2001)「高齢者雇用政策と労働需要」猪木・大竹編『雇用政策の経済分析』

樋口美雄・山本勲(2002)「わが国男性高齢者の労働供給行動メカニズム-年金・賃金制度の効果分析と高齢者就業の将来像」『金融研究』

大竹文雄・山鹿久木(2003)「在職老齢年金制度と男性高齢者の労働供給」『選択の時代の社会保障』

清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』

石井加代子・黒澤昌子(2009)「年金制度改正が男性高齢者の労働供給行動に与える影響の分析」『日本労働研究雑誌』

○ 清家篤・山田篤裕「高齢者就業の経済学」2004年 より抜粋(再掲)

(1992年(平成4年)の厚生年金受給者資格者と非受給資格者の勤労収入分布について、)厚生年金受給資格のある高齢者の勤労収入月額分布は、年金がギリギリ8割給付される勤労収入に対応する9~10万円層に明らかなモード(最頻値)を持っている。これに対して、年金受給資格のない人の勤労収入分布はそのような特性を示さない。

この分布は、年金受給資格者の多くが、80%の年金給付を受けるために就労を抑制した結果を反映している。(中略)

(同じ比較を2000年(平成12年)のデータで分析し、)厚生年金受給資格を持つ60歳代前半の男性就業者は、8万円~12万円という勤労収入階層に明らかなモードを持っているのに対して、年金受給資格のない男性就業者の勤労収入分布には、そうした特性はみられない。

1994年の改正はそれ以前の9万5000円といった明らかな屈折点を持たないように、勤労収入と年金の基本月額合計が22万円を超えた後も、給付を一気にカットするのではなく、勤労収入1円に対して給付を0.5円減らすといった緩やかなものとしたにもかかわらず、収入制限制度が厚生年金受給資格を持つ高齢者の就業行動になお影響を与え続けていることを示すものといえよう。

- ・ 一方、平成16年の改正以後(一律2割の支給制限撤廃後)の在職老齢年金の労働側の供給行動に対する研究は、いまだ数が限られているが、就業抑制効果が薄れているという論文(例:山田(2011))と、就業抑制効果は存在し、平成16年の改正により緩和されたとする論文(例:浜田(2010))等があり、未だ学説として固まっているという状況にはない。
- ・ なお、厚生労働省に対する国民の声などにおいて、在職老齢年金制度の減額基準の緩和を求める声は、数多く寄せられている。

○ 浜田浩児 「在職老齢年金が高齢者の就業意欲と所得分配に及ぼす影響」2010年 より抜粋

在職老齢年金制度の就業抑制効果に関し、表1の関数に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションにより、現行制度と仮に制度(就業に伴う年金減額)がなかったとした場合との継続雇用希望率の差による賃金収入の変化を求めた。シミュレーション結果によれば、在職老齢年金制度の年金減額による就業抑制効果で、平均賃金収入(年額)が24万円低下する効果があると推計される。(中略)

また、60歳代前半の在職老齢年金については、2. のように2025年度から就業に伴う年金一律2割減額が廃止され、在職老齢年金額が引き上げられている。これによる就業抑制効果の緩和について、同様のシミュレーションにより、制度改定前との変化を求めると、平均賃金収入(年額)が1万円上昇する効果があったと推計される。

○ 山田篤裕 「雇用と年金の接続—就業抑制と繰上げ受給に関する分析」2011年 より抜粋(再掲)

しかし最も興味深いのは、1983年や2000年のデータで確認できた就業抑制要因である、老齢厚生年金の受給資格が(係数としてはマイナスであるが)10%水準でも有意でないことである。すなわち、老齢厚生年金の受給資格があっても、60-69歳の就業確率を下げるとは言えないことを示している。厚生年金以外の非勤労収入については、依然として就業抑制効果が確認できるので、この変化は在職老齢年金制度の制度変更、すなわち一律2割カットの廃止が何らかの影響を与えている可能性を示唆するものである。(中略)

以上のように老齢厚生年金受給資格の就業抑制効果は2009年時点では確認できなかった。

標準報酬の上下限

標準報酬月額及び上限・下限設定の理由について

- 標準報酬月額とは、健康保険や厚生年金保険などの社会保険の保険料と年金給付額等を算出する基礎として、事務処理の正確化と簡略化を図るために、実際の報酬月額を当てはめる切りの良い額のことである。
- 具体的には、健康保険は58,000円～1,210,000円の47等級、厚生年金は98,000円～620,000円の30等級に分かれており、該当する標準報酬月額に保険料率を掛け合わせることで支払うべき保険料額を算定するとともに、標準報酬月額の記録をもとに年金給付額や傷病手当金額等を算定している。

(例) 実際の月収(諸手当を含む)が35万円～37万円である人

→ 36万円の標準報酬月額に該当(厚生年金:第21級、健康保険:第25級)

→ 自身の給料から月々天引きされる保険料は、厚生年金の場合、
 $36万円 \times 16.412\%$ (厚生年金保険料率) $\times 1/2$ (労使折半による) = 約3万円 となる。

また、老齢厚生年金の給付額は、36万円の標準報酬月額に40年間該当し続けた場合、約10万円となる。

※ いずれも平成23年9月時点の水準。

- 厚生年金の標準報酬月額の上限(620,000円)・下限(98,000円)は、高所得であった人に対する年金額があまり高くないようにする観点、及び、低所得であった人に対しても一定以上の給付を確保する観点から、健康保険の標準報酬月額の上限(1,210,000円)・下限(58,000円)より狭い範囲に設定されている。

(例) 厚生年金の制度では、

- ・実際の報酬月額が100万円である人は、62万円の標準報酬月額(上限)に該当する。
- ・実際の報酬月額が8万円である人は、9.8万円の標準報酬月額(下限)に該当する。

(参考) 年金と健康保険の標準報酬月額の上限・下限・等級数の変遷(昭和48年以降)

	年金			健康保険		
	上限	下限	等級数	上限	下限	等級数
昭和48年	200,000	20,000	35	200,000	20,000	35
昭和51年	320,000	30,000	36	320,000	30,000	36
昭和53年				380,000	30,000	39
昭和55年	410,000	45,000	35			
昭和56年				470,000	30,000	42
昭和59年				710,000	68,000	39
昭和60年	470,000	68,000	31			
平成元年	530,000	80,000	30			
平成4年				980,000	80,000	42
平成6年	590,000	92,000	30	980,000	92,000	40
平成12年	620,000	98,000	30			
平成13年				980,000	98,000	39
平成19年				1,210,000	58,000	47

標準報酬月額の上限改定の考え方の経緯

- 制度発足以来、上限改定に関する明確な基準は設けられていなかったが、昭和44年改正以降は、被保険者の約95%が上下限を除いた標準報酬月額に該当するよう改定することとした。
- その後、昭和60年改正において、過剰給付を抑制する観点から、男子被保険者の平均標準報酬月額のおおむね2倍となるように設定する考え方に改められ、平成元年改正以後は、女子も含めた被保険者全体の平均標準報酬月額のおおむね2倍となるように設定する考え方に改められた。さらに、平成16年改正においては、5年ごとの財政再計算に伴う法律改正が予定されなくなったことから、この考え方を法律に規定し、政令で上限を追加することを可能とした。

(参考) 標準報酬月額の上限設定の考え方

改正年月	標準報酬月額の上 限	考え方
昭和29年5月	1.8万円(12級)	賃金の水準、被保険者の報酬の分布状況等を勘案して決定。
35年5月	3.6万円(20級)	
40年5月	6万円(23級)	最高等級に包括される被保険者が全体の5%前後。また、平均賃金の2倍を上限とする諸外国の例等を勘案。
44年11月	10万円(28級)	前回改正以後の賃金上昇を勘案して、被保険者の約95%が上限と下限を除いた標準報酬に該当するように改定。
46年11月	13.4万円(33級)	
48年11月	20万円(35級)	
51年8月	32万円(36級)	
55年10月	41万円(35級)	
60年10月	47万円(31級)	男子被保険者の平均標準報酬月額のおおむね2倍となるよう設定。
平成元年12月	53万円(30級)	女子も含めた現役被保険者全体の平均標準報酬月額のおおむね2倍となるように設定。
6年11月	59万円(30級)	
12年10月	62万円(30級)	
16年10月	62万円(30級)	上記改定ルール(現役被保険者の平均標準報酬月額のおおむね2倍に当たる額を基準に改定)を法定化。

標準報酬月額別被保険者数（平成21年度末現在）

- 標準報酬月額ごとの被保険者数分布をみると、厚生年金の被保険者約3400万人中、約210万人（約6.2%）が上限の62万円に該当し、その下の等級と比べて多くの被保険者が該当している。

標準報酬月額 （万円）	被保険者数 （人）	割合 （%）	標準報酬月額 （万円）	被保険者数 （人）	割合 （%）
9.8	463,362	1.35	26.0	2,297,230	6.71
10.4	105,645	0.31	28.0	1,981,299	5.79
11.0	198,771	0.58	30.0	1,937,233	5.66
11.8	357,699	1.04	32.0	1,576,514	4.60
12.6	424,768	1.24	34.0	1,381,142	4.03
13.4	559,279	1.63	36.0	1,311,207	3.83
14.2	632,013	1.85	38.0	1,335,776	3.90
15.0	925,688	2.70	41.0	1,436,166	4.19
16.0	969,962	2.83	44.0	1,114,629	3.25
17.0	1,027,369	3.00	47.0	874,195	2.55
18.0	1,130,465	3.30	50.0	813,285	2.37
19.0	1,100,436	3.21	53.0	573,125	1.67
20.0	1,983,254	5.79	56.0	467,011	1.36
22.0	2,406,044	7.03	59.0	420,675	1.23
24.0	2,317,823	6.77	62.0	2,125,501	6.21
			計	34,247,566	100.00

標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合

- 標準報酬月額の上限に該当する被保険者(男女計)の割合については、昭和60年改正以後は6～7%で推移している。

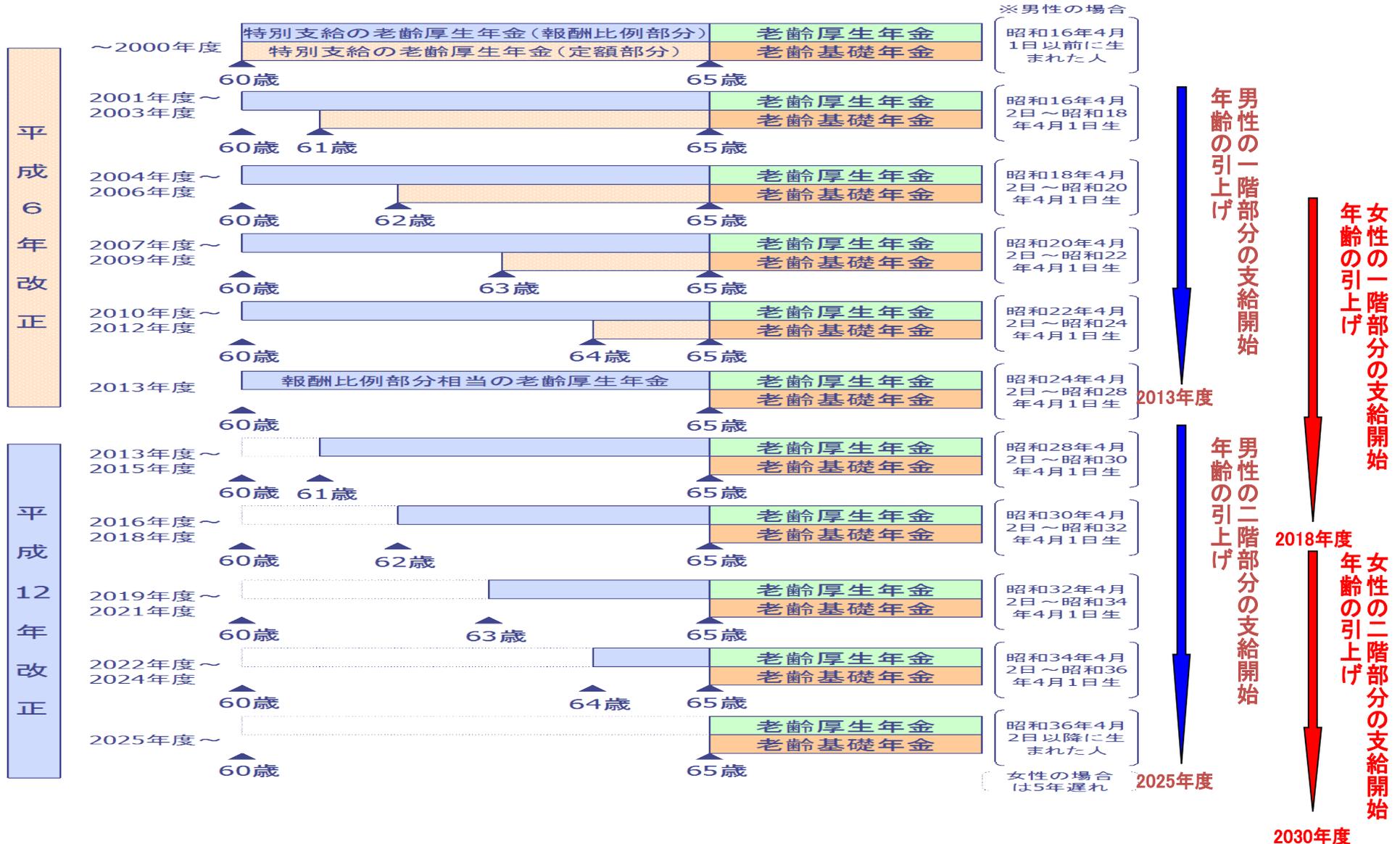
標準報酬月額の上限の変遷と上限に該当する被保険者の割合

	標準報酬月額上限	全被保険者に対する上限該当者の割合	標準報酬月額の平均額	備考
昭和51年度末	32万円	3.98%	142,944円	昭和51年改正(同年8月施行)により上限20万円から32万円に引上げ
昭和55年度末	41万円	4.82%	188,534円	昭和55年改正(同年10月施行)により上限32万円から41万円に引上げ
昭和60年度末	47万円	6.43%	231,161円	昭和60年改正(同年10月施行)により上限41万円から47万円に引上げ
平成元年度末	53万円	6.51%	261,839円	平成元年改正(同年12月施行)により上限47万円から53万円に引上げ
平成6年度末	59万円	7.53%	303,611円	平成6年改正(同年11月施行)により上限53万円から59万円に引上げ
平成12年度末	62万円	6.94%	318,688円	平成12年改正(同年10月施行)により上限59万円から62万円に引上げ
平成16年度末	62万円	6.73%	313,679円	平成16年改正(同年10月施行)により 標準報酬月額の上限の引上げルールが法定化
平成17年度末	62万円	6.75%	313,204円	
平成18年度末	62万円	6.79%	312,703円	
平成19年度末	62万円	6.79%	312,258円	
平成20年度末	62万円	6.81%	312,813円	
平成21年度末	62万円	6.21%	304,173円	

支給開始年齢

現行の支給開始年齢引上げのスケジュール

○ 現在、2025年まで(女性は2030年まで)かけて、65歳への引き上げの途上にある。



支給開始年齢に係る繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ 年金の給付額算定に用いられる支給率(満額率:50%)は保険加入期間と年齢に応じて決定される。 65歳から受給し始める場合には保険加入期間の長短にかかわらず、支給率は一律満額率となる。	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
繰上げ支給の制度	【可能な年齢】 60歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】 0.5%/月額、 6.0%/年額	【可能な年齢】 62歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月の割合で給付額が減額される	繰上げ支給は認められていない	【可能な年齢】 63歳から繰上げ支給可能(35年の被保険者期間を有する被保険者の場合) 【給付減額率】 0.3%/月額、 3.6%/年額	【可能な年齢】 56歳から繰上げ支給可能(対象者は、被保険者期間が42年以上の者) 【給付減額率】 給付は減額されず、満額受給可	繰上げ支給は認められていない (61歳以降選択可能)
繰下げ支給の制度	【可能な年齢】 70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】 0.7%/月額、 8.4%/年額	【可能な年齢】 70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】 0.67%/月額、 8%/年(2009年)	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 10.4%/年(5週間ごとに1%ずつ増額。)	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 0.5%/月額、6%/年	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 5%/年(1四半期ごとに1.25%)	61歳以降本人が選択

高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

○ 2004年の改正により2006年から、現行の年金支給開始年齢の引上げに合わせ、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めのある廃止のいずれかの措置をとることが、企業に義務付けられている。

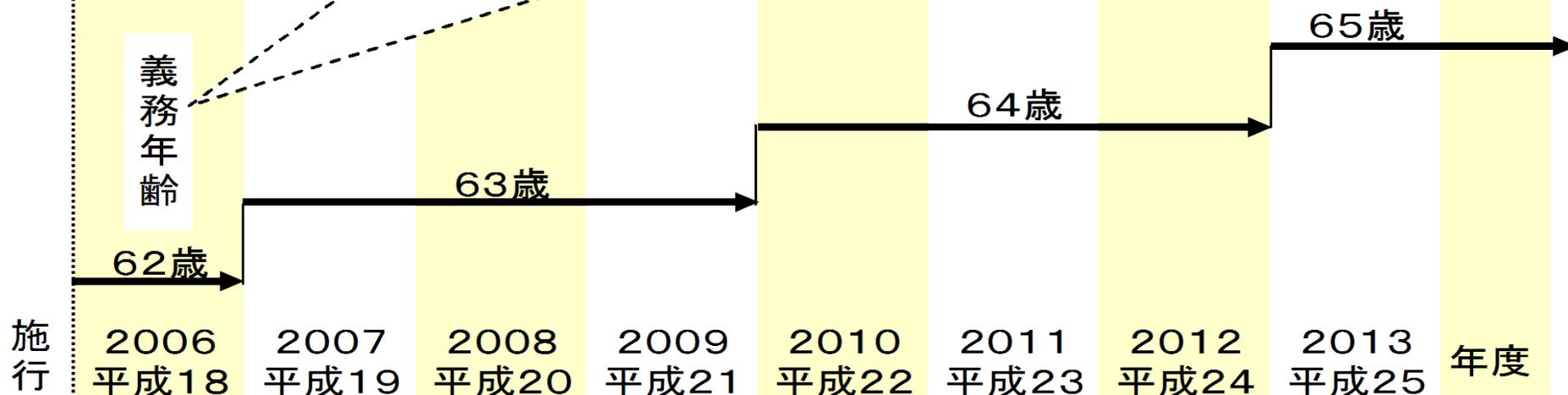
① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入 (労使協定により基準を
定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)

③ 定年の定めのある廃止

いずれかの措置
(高年齢者雇用確保措置)
の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、
年金支給開始年齢の引上げに合わせて、
2013年度までに段階的に実施



高齢者に係る雇用制度の状況

- 高齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は、96.6%と非常に高い。
- 一方、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は47.9%となっており、上昇傾向にある。

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

年金支給開始年齢（平成22年4月より63歳から64歳に引き上げ）までの雇用確保措置を実施済みの企業の割合は95.7%（0.9ポイント減少）

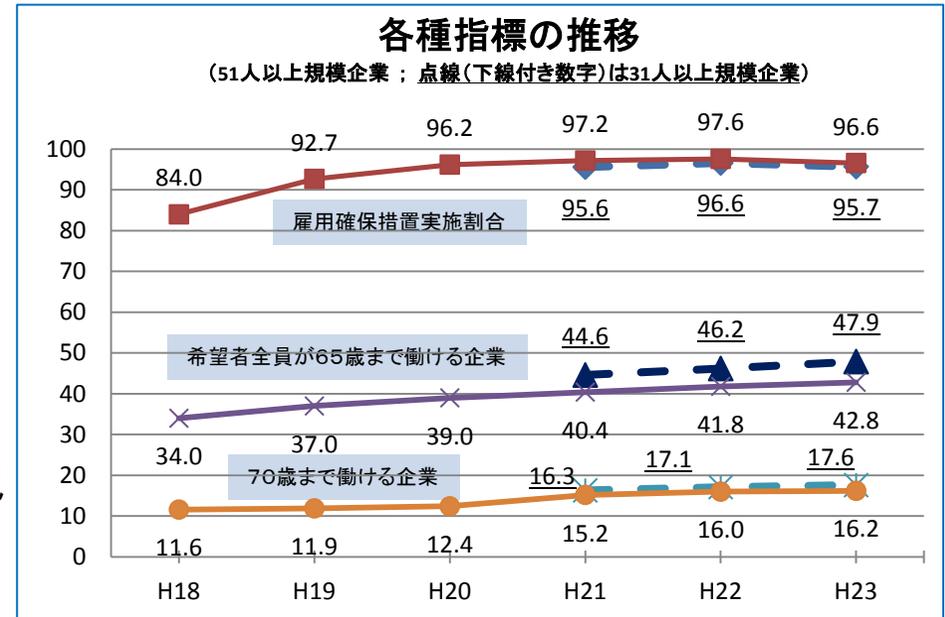
※ 中小企業において継続雇用制度の対象となる者の基準を就業規則等で定めることができる経過措置が昨年度末をもって終了した。そのため、労使協定の締結等ができていない企業が確保措置未実施企業となったため、昨年比減少した。

2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

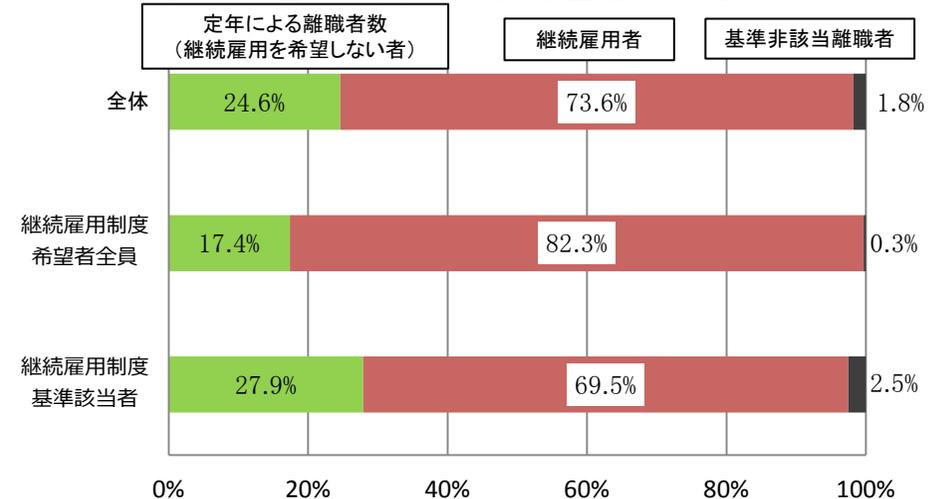
- (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%（1.7ポイント上昇）
- (2) 「70歳まで働ける企業」の割合は17.6%（0.5ポイント上昇）

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

- (1) 過去1年間の定年到達者約43万5千人（31人以上規模企業対象）のうち、継続雇用を希望しなかった者の割合は24.6%、定年後に継続雇用された者の割合は73.6%、基準非該当となった者の割合は1.8%。
- (2) 継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業について定年後に継続雇用された者の割合を見ると、希望者全員を継続雇用する企業で82.3%、基準該当者を継続雇用する企業では69.5%。



定年到達者に占める継続雇用者の割合



○ 石井啓一議員

中長期的な観点からと言うことで、これは当面法案の提出は考えていない、こういうことでよろしいですか。もう一度確認します。

○ 小宮山厚生労働大臣

当面、来年の通常国会あるいは再来年という短時間の中で法案を提出することは考えておりません。

○ 石井啓一議員

来年の通常国会はいいんですけれども、それ以降はどうなんですか。来年の通常国会は出さない。では、再来年、2年後、3年後、出すんですか。

といいますのは、なぜそういうことを確認しているかということ、政府・民主党がまとめた社会保障と税の一体改革の中では、今言った支給開始年齢の引き上げというのは、2012年以降速やかに法案提出すると、みずからそういうふうにとまとめているんですよ。だから、来年は、では、2012年は出さないかもしれないけれども、13年、14年で出すというんですか。速やかに法案提出するとなっていますよ。厚生労働大臣、どうなんですか。

○ 小宮山厚生労働大臣

年金の改正すべきものについて2012年以降速やかに提出をすると申し上げているので、すべてのものをそこに入れるということは言っておりません。ですから、低所得者への加算ですとか、あるいは受給資格期間の短縮ですとか、当面やらなければならない、必ず今盛り込もうと思っているものはございますが、あと幾つか検討している中で、何を一くりにして来年の通常国会の冒頭に、社会保障の改革の全体像の中でまずやることとしてお示しをできるかを今検討しているところでございます。その中に支給開始年齢を上げるということは入らないということを申し上げました。

遺族年金の支給対象範囲

(参考) 現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組みである。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある妻又は子となっている。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、遺族基礎年金の支給対象者に加え、子のない妻、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫に支給される。
- 以上のように、遺族年金の支給対象者には男女差が存在している。また、遺族給付においては、厚生年金の中高齢寡婦加算や、国民年金の寡婦年金など、女性のみ給付される制度が存在している。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	妻		子のある妻		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	○ (55歳以上※2)	×	×
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	×	×	×
30歳未満	×	○ (有期5年間)	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	○ (18歳年度末まで※1※3)	○ (18歳年度末まで※1)	×	×	×	○ (18歳年度末まで※1)

- ※1 障害のある者については20歳到達日まで
- ※2 55歳から60歳までは支給停止
- ※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

遺族年金の生計維持要件について

《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

＜昭和60年改正における認定基準の概要＞

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

＜考え方＞

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。
（※）権利発生要件:保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
- ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。

- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

《生計維持の認定事務》

- 裁定請求時に850万円以下の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
 - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
 - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円を超えるが、近い将来において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情を証明する書類（例えば、定年が明記された就業規則など）を添付してもらうことによって認定を行う。